

＜家賃保証商品取扱申請関連規約・目次＞

| No. | 規約名 | 掲載頁 |
|-----|------------------------------------|-------------|
| 1 | 賃借料等の立替払加盟店規約 | P. 01～P. 13 |
| 2 | 管理会社移行時の特約 (賃借料等の立替払加盟店規約) | P. 13～P. 14 |
| 3 | 賃借料等の立替払・保証委託加盟店規約 | P. 14～P. 27 |
| 4 | 管理会社移行時の特約 (賃借料等の立替払・保証委託加盟店規約) | P. 27～P. 27 |
| 5 | データ提供に関する規約 | P. 28～P. 30 |
| 6 | Web 配信サービス (各種データ照会) 利用規約 | P. 30～P. 33 |
| 7 | 請求 Navi 等利用規約 | P. 33～P. 36 |

賃借料等の立替払加盟店規約

この賃借料等の立替払加盟店規約 (以下「本規約」という。) は、株式会社ジャックス (以下「当社」という。) が提供する月額賃借料等に関する本制度の取扱いの条件を定めることを目的とし、当社と加盟店との間の賃借料等の立替払加盟店契約 (以下、付随又は関連する特約を含めて「本契約」という。) の内容をなすものです。

第1条 (定義)

本規約において、以下の用語はそれぞれ対応する以下の意義を有するものとします。

- (1) 本規約等 本規約とこれに付随する利用特約及び併記された取引条件特約等の総称す。
- (2) 本契約 本規約等を内容とする本制度の契約をいいます。
- (3) 本制度 顧客が賃貸物件を賃借し、顧客が加盟店に支払うべき月額賃借料 (以下「賃借料等」という。) を、顧客と当社の間で締結する立替払等委託契約に基づき、当社が加盟店に立替払する制度をいいます。
- (4) 立替払等委託契約 当社と顧客との間で締結する賃借料等の立替払契約をいいます。
- (5) 本システム 本制度に基づく立替払等委託契約の制度をいいます。
- (6) 加盟店 当社と本契約を締結し、本制度を利用する賃貸人、又は当該賃貸人から委託を受けて賃貸を管理する者 (以下「管理会社」という。) をいいます。
- (7) 顧客 加盟店との間で賃貸物件の賃貸借契約を行う賃借人をいいます。
- (8) 申込者 賃貸物件への入居を希望し、加盟店又は賃貸人との間で締結する賃貸借契約に基づく賃借料等の支払いについて、本システムの利用を希望した顧客をいいます。
- (9) 申込書 本システムの利用を希望する場合の当社所定の立替払等委託申込書をいいます。

- (10) 賃貸物件 加盟店自ら所有する賃貸住宅、及び加盟店が賃貸人からの委託を受けて賃貸及び管理する賃貸住宅等で、第5条に定めるものをいいます。
- (11) 契約者の個人情報 契約者（申込者を含む）の氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、就業先名称等の属性に関わる情報、契約者の立替払等委託契約の契約内容等に関する情報を、契約者の個人情報といいます。
- (12) 反社会的勢力 以下のいずれかに該当する者をいいます。
① 暴力団
② 暴力団員
③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
④ 暴力団準構成員
⑤ 暴力団関係企業
⑥ 総会屋
⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
⑧ 政治活動等標ぼうゴロ
⑨ 特殊知能暴力集団
⑩ 前各号に準ずる者
- (13) 反社会的勢力等 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にある者をいいます。

第2条（本規約等の適用）

本規約等は、加盟店が本制度を利用して行う業務について適用されるものとします。

第3条（本契約の概要）

1. 当社は、加盟店との間で締結した顧客の賃借料等を、顧客と別に契約する立替払等委託契約に従って加盟店に立替払を行います。
2. 顧客が当社に対する前項の立替金に関する弁済を履行しない場合であっても、加盟店、顧客及び当社が別途合意した額を限度として当社は加盟店に立替払を行うものとします。
3. 本契約の詳細な条件等については、本規約に添付する各利用規約及び別途会社が交付する取引条件特約等に定める方法によるものとします。

第4条（本契約の成立）

1. 本契約は、加盟店が当社に対し本規約を承認の上で本制度の利用の申込みを行い、当社が所定の審査を行い、当該加盟店に対し申込みの承認をする旨の通知を発したときに成立します。
2. 当社と加盟店との間において、本契約の内容として又は本契約に関連する特約として、本規約の適用を明示的に排除する合意をしている場合には本規約は適用されず、本規約と異なる内容を明示的に定める合意をしている場合には特段の定めがある場合を除き、当該異なる内容につき当該合意の定めが本規約に優先するものとします。

第5条（対象となる賃貸物件）

本制度における賃貸物件は、当社が1ヶ月当たりの賃借料等（次条に定義）の額について別に定めるもののうち、次の各号に定める何れかの賃貸物件を対象とします。なお、いずれの賃貸物件においても賃貸借契約上で顧客による賃借権の譲渡及び転貸が禁止されていることを条件とします。

- ①加盟店が所有する居住用賃貸物件。
- ②加盟店が賃貸人より転貸することを条件に借り受けた居住用賃貸物件。（但し、加盟店が賃貸人に対して本制度の内容を十分に理解させ、賃貸人が本制度の利用を承諾した場合に限る。）
- ③加盟店が、管理会社として賃貸人から賃借料等の集金に関する一切の権限について受託した居住用賃貸物件。

第6条（賃借料等の範囲）

1. 本システムにおける賃借料及び付随する費用（以下「賃借料等」という）の範囲は家賃及びその他別に定める1ヶ月あたりの費用の内、当社と契約者（第10条第7項に定義）間の立替払等委託契約書（以下「個別契約書」という）で個別に定めるものとします。なお、各費用については消費税及び地方消費税が賦課されているものについては消費税及び地方消費税も賃借料等の範囲に含めるものとします。
2. 賃貸借契約締結の際に係る敷金、保証金、礼金、仲介手数料は賃借料等の範囲に含めないものとします。

第7条（仲介会社への委任）

1. 加盟店は、あらかじめ当社の書面による承諾を得た上で、加盟店が提携する不動産仲介会社（以下「仲介会社」という。）に対して、加盟店の行う第4条の取次を委託することができるものとします。
2. 前項の仲介会社は、加盟店を経由して賃貸物件を紹介できる者に限定するものとします。
3. 加盟店が仲介会社に委託できる本システムの業務は各号の範囲に限るものとします。
 - ① 申込者から立替払等委託契約の申込みを受付ること。
 - ② 申込書の作成補助及び必要な資料の徴求を行うこと。
 - ③ 完成した申込書その他当社が必要とする資料等を加盟店経由で当社に引き渡すこと。
4. 当社は、合理的な範囲で第1項の承諾を撤回できるものとします。

第8条（加盟店の仲介会社に対する義務）

1. 加盟店が当社の承諾を得て仲介会社に前条の取次を許諾するときには、加盟店は仲介会社に対し、本契約（特約がある場合には、別段の合意がある場合を除き特約を含む。以下本条において同じ。）に基づき加盟店が当社に対して負担する義務と同一の義務を、直接当社との関係で負担させなければならないものとします。
2. 加盟店は、仲介会社に対し加盟店の行う業務を委託した場合には、当社の書面による承諾の有無にかかわらず、仲介会社の行為について当社に対し（仲介会社が当社に対して責任を負担する場合には仲介会社と連帯して）、責任を負担するものとします。

第9条（申込者の条件）

本システムにおける申込者は、次の各号に定めるすべての条件に適合する個人とします。

- ① 申込者が加盟店又は賃貸人との間で締結する賃貸借契約に基づく賃借料等の支払いについて、当社との立替払等委託契約を希望する者。
- ② 原則として、契約時の年齢が当社の規定する年齢条件を満たし、安定的かつ継続的な収入があると認められる者。

第10条（申込み手続及び審査）

1. 申込者がいる場合には、加盟店又は仲介会社（以下「加盟店等」という。）は、当該申込者に対し、当社所定の申込書書式及びこれに関係する書類（これらを総称して「申込書書式等」といいます。）を提供し、当該申込書書式等に必要事項を記入して申込書（これに関係する書面を含み、これらを総称して「申込書等」といいます。）を作成するよう求めるものとします。
2. 加盟店等は、申込者に対して賃貸借契約の内容、支払条件、支払方法、その他本システムによる立替払等委託契約の条件につき説明しなければならないものとします。また、申込者から質問を受けたときには、遅滞なく、これに対する回答しなければならないものとします。当該説明又は回答は、正確かつわかりやすいものであるものとします。
3. 加盟店等は、第1項の申込みを受けたときは、申込者より次の各号に定める資料の提供を受け、申込書にこれらを添えて当社に提出します。
 - ① 申込者の公的登録住所の確認ができる書類の原本又はその写し
 - ② その他当社が指定した資料

4. 前項の申込みを受けた当社は所定の審査を行い、承諾の可否を加盟店等に対して通知します。
5. 加盟店等は、前項により通知を受けた内容を、申込者に対し、直ちに、かつ正確に通知するものとします。
6. 第4項の当社の審査は、法令の範囲で当社単独の裁量で行うものとします。
7. 第4項の審査において、当社が「可」と判定した申込者（以下「契約者」という。）に対する効力は、判定した日から別に定めた有効期間迄とします。当該期間を経過した場合には、加盟店等は契約者等から改めて申込書を徴求の上、当社に対し再度本システムにおける申込の取次を行い当社の審査を受けるものとします。
8. 加盟店等又は賃貸人は、自らの判断基準により賃貸借契約締結の判断を行うものとし、第4項の承諾の拒絶を理由に申込者との間における賃貸借契約の締結を拒んではならないものとします。
9. 本システムにおける契約が成立した場合、加盟店等は申込書の控えを遅滞なく契約者に交付するものとします。

第11条（契約の手続）

1. 加盟店等が前条第4項に基づく当社による承諾の通知を受けたとき、加盟店等は申込書の契約年月日欄に承諾の年月日を記入し、申込書を個別契約書として完成させ、契約者を賃借人とする賃貸借契約を成立させた上で、賃貸物件を契約者に貸与するものとします。
2. 加盟店は、賃貸借契約の成立に際して、個別契約書に記載の契約者が賃貸借契約上の賃借人と同一であること及び個別契約書に記載された賃貸借等の条件が賃貸借契約上の内容と一致していることを確認するものとします。
3. 加盟店は、前項の確認で問題がなかったときは、個別契約書（当社の要望に応じて前条第3項各号の資料を含む）を毎月25日までに当社に提出するものとします。

第12条（賃貸物件の引渡し）

1. 加盟店等は、本システムを利用して契約者に賃貸物件を賃貸する場合、個別契約書に賃貸開始時期を明記し、これに従うものとします。
2. 当社の立替払は、賃貸借契約及び立替払等委託契約が成立し、かつ、加盟店等が契約者に対し賃貸物件を引渡したことをもって、その効力が生じるものとします。

第13条（賃貸物件に関する責任）

加盟店等又は賃貸人は契約者に引渡した賃貸物件について、隠れた瑕疵や引き渡しの遅延等、加盟店等又は賃貸人の責めに帰する事由により生じた損害については、加盟店等又は賃貸人がその賠償の責を負うものとし、当社は一切の責を負わないものとします。

第14条（立替金の加盟店精算）

1. 当社は、顧客との間で立替払等委託契約の効力が成立した場合、加盟店に対し、本契約に定めるところに従い、本システムに係る賃借料等の立替払を行うものとします。
2. 前項の場合、加盟店は、当社所定の仕様に基づいて作成した賃借料等の請求データを、当社が別に定める日までに提供するものとします。
3. 当社は、別に定める締切日までに前項の請求データを受領し、別に定める支払日に、加盟店が書面によりあらかじめ当社に届け出た加盟店名義の金融機関口座に振り込む方法により立替金を支払うものとします。この場合において振込みに要する費用を控除して立替金を精算するものとします。
4. 戦争、大規模騒乱、災害、停電、通信回線の切断、その他当社の責めに帰することができない事由により立替金の支払が遅延した場合、当社はこれによる損害につき賠償する義務を負わないものとします。

第15条（立替金の回収）

1. 当社は、初回の請求月に限り、契約者に対して請求明細書を発行するものとし、以降の請求明細書は発行しないものとします。
2. 契約者の当社に対する立替金の支払方法は、当社の指定する方法によるものとし、契約者の当社への支払期日は毎月27日（金融機関が休業日のときは翌営業日）とします。
3. 当社は、前項の支払期日までに支払の確認が取れなかった場合の契約者（以下「延滞者」という。）に対して直接回収を行うものとします。

第16条（加盟店手数料及び顧客手数料）

1. 当社は、加盟店と別に合意することにより、別に合意する内容で、加盟店に対して加盟店手数料を請求することができるものとします。
2. 当社は、第14条の立替金の支払の際、前項に係る加盟店手数料を当該支払うべき立替金から控除する方法により、加盟店手数料の支払を受けることができるものとします。
3. 契約者が加盟店に代わり手数料を一部又は全部負担する場合は、「顧客手数料」として特約に定める方法で、契約者より支払を受けるものとします。

第17条（延滞時の対応）

1. 延滞者が当社に対する本システムに基づく立替金の支払いを延滞し、当社と加盟店との間で別に定めた期間において延滞の解消がない場合には、当社は個別契約書に記載された立替月数を上限に加盟店に立替払することをもって立替払等委託契約を終了するものとし、それ以降の加盟店に対する立替払を行わないものとします。
2. 当社は、加盟店の要望に応じて、加盟店が延滞者に対する賃貸借契約の継続又は解除交渉等を行う目的に限り、当社が別に定めた日に延滞者の明細書を加盟店に交付するものとします。
3. 前項の明細書に記載された事項については、加盟店は第32条各項に従って取り扱うものとします。
4. 当社は、合理的な範囲で第2項の義務を免れることができるものとします。
5. 加盟店は、当社に対して支払うべき立替金の支払遅延又は賃貸借契約上の義務違反等の事由が存するときは、立替払等委託契約が継続している場合であっても、加盟店の判断により賃貸借契約を解除し、賃貸物件の明渡し請求を行うことができるものとします。

第18条（立替払等の終了）

1. 次の各号のいずれかに該当した場合は、当社は加盟店に対する前条の立替払等を終了することができるものとします。
 - ①延滞者が当社に対して支払うべき立替金の支払を怠り、立替金の未払いによる累計額が立替払等委託契約で定めた額に達したとき。
 - ②契約者と加盟店又は賃貸人との間の賃貸借契約が終了し、かつ契約者が賃貸物件の明渡しを完了したとき。
 - ③加盟店と賃貸人との間の管理委託契約の解約等を原因として、加盟店が賃借料等の受領権限を喪失したとき。
 - ④賃貸人の所有権喪失により、加盟店が賃借料等の受領権限を喪失したとき。
 - ⑤契約者が反社会的勢力排除の定め反する事実が判明したとき。
 - ⑥契約者の死亡が確認されたとき。
 - ⑦本契約が終了したとき。
2. 加盟店又は当社は前項第5号の事実が判明したとき、相手方に対して当該事実を報告するものとします。
3. 当社は、第1項各号によって立替払等が終了した場合であっても、これにより生じた加盟店の損害を賠償しないものとします。

第19条（立替金の支払留保）

1. 当社は、第14条の規定にかかわらず、加盟店に以下のいずれかの事由があると当社が判断したときには、当該事由が解消されたと当社が判断するまで、立替金の支払を留保することができるものとします。
 - ①第10条第1項の申込書又は第14条第2項の請求データの内容に疑義があるとき。
 - ②賃貸借契約の真実性に疑義があるとき。
 - ③加盟店等と契約者との間で、賃貸借契約に関し紛議があるとき。
 - ④契約者から当社に対し、加盟店に対して生じた事由があることを理由として、賃貸借契約に基づく立替払を拒絶する旨その他第18条第1項第2号又は第3号に掲げる主張がなされ又はそのおそれがあるとき。
 - ⑤賃貸借契約の勧誘若しくは説明、又は立替払等委託契約の取次ぎ若しくは契約の締結の過程において、適用ある法令（消費者契約法その他民事法の強行規定を含む）に違反したおそれがあるとき。
 - ⑥賃貸借契約に関し、所管する行政庁より法令に基づく指示、業務改善命令、業務停止命令その他の処分を受けたとき。
 - ⑦第22条各号その他本契約に定める禁止事項に違反したおそれがあるとき。
 - ⑧加盟店が反社会的勢力等に該当するおそれがあるとき。
 - ⑨本契約の定めにより加盟店が表明した内容が事実と反するおそれがあるとき。
 - ⑩本契約に基づく届出義務を怠り又は事実と反する届出をしたとき。
 - ⑪第24条第1項第2号から第9号のいずれかに該当するおそれがあるとき。
 - ⑫前各号のほか、本契約に定める義務に違反したおそれのあるとき。
2. 前項の規定に基づき立替金の支払を留保したときには、当社は支払を留保した期間中、留保した立替金に利息を付しません。また、支払を留保したことにより加盟店に損害又は損失が発生した場合であっても、当社は、請求原因の如何を問わず補償する義務を負わないものとします。

第20条（立替金の拒絶）

当社は、第14条の規定にかかわらず、加盟店に次の次号のいずれかに該当する事由がある場合には、加盟店に対する立替払等を拒絶できるものとします。

- ①第10条第1項の申込書等又は第14条第2項の請求データの内容が虚偽であるとき。
- ②前条第1項第1号に該当し、加盟店がこれに係る当社の調査に適切に協力せず、調査開始から30日経過してもなお疑義が解消しないとき。
- ③賃貸借契約の真実性が認められないとき。
- ④賃貸借契約が無効、取消し、解除その他の事由によりその効力を有しなくなったとき。
- ⑤加盟店の故意又は重大な過失により、当社に返還すべき立替金があるにもかかわらず、その全部又は一部を当社に返還しないとき。
- ⑥賃貸借契約に関し契約者が加盟店に対して主張することができる事由を契約者が当社に対して申し出てから60日以内に当該事由が解消されないとき。
- ⑦第22条各号その他本契約に定める禁止事項に違反したとき。
- ⑧加盟店が反社会的勢力等に該当するとき。
- ⑨本契約の定めにより加盟店が表明した内容が重要な点において事実と反するとき。
- ⑩第24条第1項第2号から第9号に該当するとき。
- ⑪加盟店と賃貸人との間の管理委託契約が解約となったとき。
- ⑫賃貸人の所有権喪失により、加盟店が賃借料等の受領権限を喪失したとき。
- ⑬賃貸借契約に関し、契約者と加盟店又は賃貸人との間で紛議（原状回復費、賃貸借契約更新時の更新料、早期解約違約金、解約予告義務違反損害金、未請求分家賃、残置物撤去費用による紛議を含むがこれに限らない）が発生し、契約者より紛議以降の立替払等の履行の停止を求められたとき。
- ⑭契約者が破産手続開始、再生手続開始の申立をなし、破産管財人等より立替払等の履行の停止を求められたとき。

⑮前各号のほか、本契約に定める義務に違反したとき（但しその違反が軽微なものであるときを除く。）。

第21条（立替金の返金）

1. 前条各号の一に該当する事由がある場合であって、当社が加盟店に対して既に当該事由のある立替金等委任契約に基づく立替金の全部又は一部（以下「返金対象立替金」という。）を支払済みであるときには、当社は、加盟店に対し返金対象立替金（名目の如何を問わず当該立替金等委任契約に関連して加盟店に支払われた金員を含む。）の返還を請求することができるものとします。
2. 前項の請求を受けたときは、加盟店は、当社に対し、返金対象立替金を当社が指定する金融機関口座に即時使用可能な資金により直ちに振り込む方法により返還するものとします。振込みに要する費用は、加盟店の負担とします。但し、当社は、第14条に定める立替金と相殺することにより、いつでも返還を受けることができるものとします。
3. 返金対象立替金の返還により加盟店に損害又は損失が発生した場合であっても、当社は、請求原因の如何を問わず補償する義務を負わないものとします。

第22条（禁止行為）

1. 加盟店等は、本制度の取扱いに関し、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - ①申込者が賃貸借契約又は立替払等委託契約を締結する意思がないのにこれがあるように仮装させ、又は仮装していることを認識し若しくは認識できるのにその確認を怠り当該契約の申込みを取り次ぐこと。
 - ②申込者の意思に基づかず、加盟店が申込者の名義を冒用して当社に対して立替払等委託契約の申込みをなし、第三者がこれをなすことを教唆し、強要し若しくは容認し、又は名義を冒用した申込みであることを認識できるにもかかわらずその確認を怠り立替払等委託契約の申込みを取り次ぐこと。
 - ③加盟店が、商号その他その事業に関し用いる名称の使用を、第三者（第7条に基づいて当社の許諾を得た仲介会社を除く）に対して明示的に又は黙示により許諾し、当該第三者が締結する賃貸借契約を原因とする立替払等委託契約の申込みを取り次ぐこと。
 - ④前各号のほか、加盟店と申込者との間に賃貸借契約が存在し、又は賃貸借契約に無効事由若しくは取消事由に該当する事情の全部又は一部があるのに、それを知らず隠し、又はそれを認識できるのにその確認を怠って、立替払等委託契約の申込みを取り次ぐこと。
 - ⑤申込者が反社会的勢力等に該当する者であることを知りながら又はそれを認識できるのにその確認を怠って、当社に対して立替払等委託契約の申込みを取り次ぐこと。
 - ⑥申込者の言動その他の事情からみて、反社会的勢力等に該当するおそれのある者であることを知りながら、又はそれを認識できるのにその確認を怠って、その事実を当社に通知することなく立替払等委託契約の申込みを取り次ぐこと。
 - ⑦申込者（契約者を含む）の住所、氏名、職業、電話番号、勤続年数、勤務先、収入、資産関係、その他に関する事項及び立替払等委託契約に係る内容について、事実と反する伝達を行い、重要事項が存在するのに存在しないように装い又はこれらについて容易に知り得るのに確認を怠り当社に伝達すること。
 - ⑧申込者に対し、申込書に事実と反する記載を行い若しくは存在する重要事項を記載しない等の方法により、前号に掲げる事項について事実と反する内容を当社に告知し又は重要事項が存在しないよう装うことを求め、又は、申込者がこれらの行為を行うことを容認し、若しくは認識できるにもかかわらず看過すること。
 - ⑨賃貸借契約又は立替払等委託契約の勧誘に当たり、事実と反する事項を告知し、重要事項を故意に告知せず、将来の不確実な事項について確実であると告げる等消費者契約法に反する態様の勧誘又は法令若しくは公序良俗に反する態様の勧誘を行うこと。
 - ⑩賃貸借契約において消費者契約法その他関連する法律に反する条項を定めること。

- ⑪法令若しくは公序良俗に違反する行為をすること。
- ⑫監督官庁その他の行政機関より改善・是正指導、勧誘、行政処分等を受けるような行為をすること。
- ⑬契約者等の個人情報の取扱いにおいて、個人情報の保護に関する法律、加盟店に適用される所管省庁ガイドライン又は加盟店・当社間の取決めに反すること。
- ⑭加盟店が、申込書等に記載された入居者と実際の入居者が異なることについて容認し、又は認識できるのにもかかわらず看過して取次を行うこと。
- ⑮当社の事前の書面による承諾なく、加盟店の当社に対する立替金請求権を第三者に譲渡し担保権を設定しその他の処分を行うこと。
- ⑯加盟店が設置した店舗以外の店舗を加盟店の店舗として届け出ること。
- ⑰本契約に基づく届出義務を怠り又は事実上反する届出をすること。

第23条（取扱店舗等の届出）

1. 加盟店は、本契約締結に当たり、加盟店の名称、住所、電話番号、代表者の氏名、店舗の名称、所在地、当該店舗の責任者氏名、電話番号、ファックス番号及びメールアドレスその他当該店舗の連絡先を書面で届け出るものとします。
2. 加盟店は当社の求めに応じて、宅地建物取引業免許証番号を届け出なければならないものとします。また、有資格者を必要とする場合における資格者の氏名、生年月日及び資格番号も同様とします、
3. 前2項により届け出た事項に変更が生じるときには、加盟店は、あらかじめ当社に対し変更事項及びその内容を書面で届け出るものとします。

第24条（通知義務）

1. 加盟店は、加盟店において次の各号のいずれかの事由が生じたときには、直ちに当社に対し、当該事由が生じた旨及びその内容につき、書面で通知しなければならないものとします。
 - ①その代表者に変動が生じたとき。
 - ②その目的を変更しようとするとき。
 - ③第14条第3項に定める金融機関口座を変更するとき。
 - ④加盟店が資本法人である場合であって資本金、資本準備金又は利益準備金の減少を決議しようとするとき。
 - ⑤解散を決議し又は定款に定める解散事由に該当したとき。
 - ⑥会社法に定める組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転に係る計画を定め又はこれらに係る契約を締結したとき。
 - ⑦事業譲渡等に係る契約を締結したとき。
 - ⑧その事業に関し、所管行政庁等から、指示、業務改善命令、業務停止命令、その他の処分（適格消費者団体による消費者契約法又は特定商取引法に基づく差止請求権の行使、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に基づく共通義務確認訴訟の提起若しくは簡易確定手続開始の申立を含む）を受けたとき。
 - ⑨その事業に関し必要となる免許等につき効力が失われたとき。
2. 加盟店は、契約者の氏名、住所、連絡先、勤務先、職業その他立替払等委託契約時の届出事項に変更があったことを知ったとき、契約者の同意を取得した上で、直ちに当社に対し、当該事由が生じた旨及びその内容につき、書面で通知しなければならないものとします。
3. 加盟店は、契約者との間で締結した賃貸借契約の条件等に変更を加えようとする場合は、あらかじめ通知し、当社の書面による承認を得るものとします。
4. 加盟店は、契約者との賃貸借契約を終了又は解約する場合、加盟店及び当社が協議のうえ定めた方法により、当社に通知するものとします。
5. 加盟店が、本条第1項及び第2項の通知、報告の義務を怠ったことにより当社が本契約に定める当社の義務を履行できず加盟店に損害を生じさせた場合であっても、当社はその賠償の責を負わないものとします。

第25条（債権の回収協力）

加盟店は、当社が契約者等に対する求償権行使のために必要な情報の提供を求めた場合には、個人情報保護法その他の規定等に基づく範囲内で、これに応じるよう務めるものとします。

第26条（賃借料等の変更）

1. 加盟店は、賃貸借契約の更新、費用の追加・改定又は税法・税率等の改定により、賃借料等の変更が生じた場合は、第10条第2項に準じて、変更となる賃貸借契約の内容、支払条件、支払方法、その他本システムによる立替払等委託契約の条件につき説明し、契約者からの質問に対し正確かつわかりやすく回答しなければならないものとします。
2. 前項の変更がなされるときは、加盟店は遅滞なく当社に当該変更内容を通知（変更後の賃借料等の請求データの送信を含む。）するものとします。
3. 当社が賃借料等の変更にかかる契約書の提出を求めたときは、加盟店は、契約者との間で締結した変更契約書を当社に提出するものとします。

第27条（立替払等委託契約の更新）

加盟店又は賃貸人と当社は、別段の合意がない限り、賃貸借契約の更新の有無にかかわらず、立替払等委託契約が存続することを確認します。

第28条（譲渡担保）

1. 当社は、契約者の立替払委託契約に基づく一切の債権を担保するため、契約者が賃貸人に対して有する各項の債権を譲り受けるものとし、加盟店は、本契約をもって包括的にこれを承諾するものとします。
 - ①賃貸物件の明渡し時に返還することを条件に契約者から受領した敷金・保証金その他の金員の返還請求権。但し、加盟店における預り金を限度とします。
 - ②賃貸借契約の終了日の翌日以降の未賃貸借期間相当分の賃借料等の返還請求権。
2. 立替払委託契約終了後、加盟店において未収賃借料・原状回復費用等が発生したときは、加盟店は、当社に優先して前条各号の返済債務と相殺できるものとします。

第29条（賃貸借期間満了及び契約終了時の手続）

1. 加盟店は、賃貸借期間の満了月が到来する契約者及び賃貸人に対して、賃貸借契約満了の前月末日までに賃貸借契約更新の意思確認を行うものとします。
2. 契約者及び賃貸人が賃貸借契約の更新を承諾し、かつ契約者が本システムの利用を継続することを希望する場合は、当社の承諾を得た場合に限り賃貸借契約期間満了日の属する月の翌月分の賃借料等より本制度が継続されるものとします。
3. 賃貸借契約の終了事由が発生したときは、加盟店は、当社に対して賃借料等の請求を停止するものとし、当社は、取扱停止日の属する月の翌月分の賃借料等より、当該契約者の立替払を停止するものとします。
4. 加盟店の通知の遅れ又は事務処理の都合等により当社が取扱停止日の属する月の翌月分以降の賃借料等を加盟店に立替払したときは、加盟店は、直ちに立替金相当額を返還するものとします。

第30条（賃貸借契約終了時の精算手続）

加盟店は、契約者との精算手続を各号に定める順序により行うものとします。

- ①加盟店は、賃貸借契約における賃借人の返還金を計算します。
- ②前号の返還金について、加盟店と契約者との間で争いが生じたときは、加盟店の計算した金額を返還金として処理し、争いのある部分については、加盟店と契約者との間で解決するものとします。
- ③加盟店は、賃借人が当社に対して負担する立替払等委託契約に基づく債務の未払残高（以下、

「未払残高」という。)を負担するときは、賃借人に対する返還金の支払を保留するものとします。但し、返還金が未払残高を超過するときは当該超過額に限り賃借人に支払うものとします。

④加盟店は、前項において保留した返還金を、遅滞なく当社に支払うものとします。

第31条（賃貸借契約の解除、賃貸借契約上の紛議）

1. 賃借人に対する賃貸借契約の解除、賃貸物件の明渡し請求及び立替払等委託契約終了後の賃借料等の回収は加盟店が行うものとします。
2. 契約者と加盟店又は賃貸人との間で賃貸借契約に関する紛議が生じたときは、加盟店は自らの責任と負担において当該紛議を解決するものとします。

第32条（契約者等の個人情報の取扱いと保護義務）

1. 本システムにかかる契約者等の個人情報の利用、管理に関わる一切の権限は、立替払等委託契約の申込み又は締結に於いて契約者等の明示的同意を得た乙が保有するものとします。
2. 当社は本契約の有効期間中で、且つ、契約者等の事前の同意がある場合は、その同意の目的の範囲内に於いて加盟店に対して契約者等の個人情報を提供することができるものとします。なお、この場合は加盟店と当社の間で個人情報提供に関する覚書を別途締結するものとします。
3. 加盟店及び当社は、本システムに於いて知り得た契約者等の個人情報については法律に別段の定めのある場合を除き、契約者等が同意した目的の範囲内に利用を止めるものとし、他の目的には利用しないものとします。
4. 加盟店は、契約者等の個人情報の漏洩・紛失・改竄等を防止する為に別紙、「個人情報取扱に関する規定」を遵守するものとし、当社は個人情報の保護に関する法律及び経済産業分野ガイドライン（信用分野ガイドラインを含む）、金融庁ガイドラインに定める事項を遵守するものとします。
5. 第1項、第3項、第4項の規定は、本契約終了後もその効力を有するものとします。

第33条（機密情報の保持）

1. 情報を受領する当事者（以下「受領者」という。）は、情報を開示する当事者（以下「開示者」という。）が開示した本契約の存在及び内容その他本契約に関する一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもって秘密として保護し、開示者の事前承諾なく第三者に開示、提供、漏えいし、又は本契約の履行以外の目的に使用しないものとします。但し、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、開示者に速やかに通知を行った上で、必要な範囲において開示を行うことができるものとします。また、受領者は、本契約の履行に必要な範囲で、秘密情報を役員及び従業員に開示することができるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しないものとします。
 - ①開示の時点で既に受領者が了知していた情報
 - ②開示の時点で公知であった情報
 - ③開示後に受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第34条（表明等）

加盟店は、本契約の締結にあたり、本契約の締結日時点及びその有効期間中において、次の各号の事項が真実かつ正確であることを表明するとともに、確約します。

- ①加盟店は、その事業を遂行するために必要かつ十分な資力信用を有していること。
- ②本契約の締結時及び本契約に基づき加盟店が当社に対して届け出、通知又は報告した事項及びこれに関連して提供した資料は、その重要な点においてすべて正確であり、かつ重要事項の欠落は存在しないこと。
- ③加盟店は、本契約における業務を行うに際し、関係諸法令を遵守し、顧客からの苦情を適切

に処理するために必要かつ適切な体制を有していること。

第35条（反社会的勢力との関係遮断）

1. 加盟店及び当社は、自己及び自己の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員等、実質的に経営を支配若しくは経営に関与している者又は従業員等が、現在又は将来にわたって、反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約します。
2. 加盟店及び当社は、現在又は将来にわたって、反社会的勢力等と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約します。
 - ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
 - ④反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - ⑤その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. 加盟店及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
4. 加盟店及び当社は、その委託先又は再委託先業者との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約します。
 - ①委託先又は再委託先業者が前三項に該当せず、将来においても前三項に該当しないこと。
 - ②委託先又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること。
5. 加盟店等及び当社は、委託先又は再委託先業者が、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は委託先若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報に協力することを表明、確約します。
6. 加盟店及び当社は、相手方が第1項から前項のいずれかに違反した場合又は第1項から前項のいずれかの表明・確約が虚偽であることが判明した場合、催告なしに本契約に基づく取引を停止し又は本契約を解除できるものとします。この場合において本契約が解除されたときは、相手方は、本契約に基づき負担する全ての債務につき当然に期限の利益を失い、一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
7. 加盟店等及び当社は、相手方が第1項から第5項に違反している疑いがある場合、相手方に対して調査を行い、又資料の提出を求めることができ、相手方はこれに応じるものとします。この場合、加盟店及び当社は本契約に基づく取引を一時的に停止することができるものとし、相手方は、加盟店及び当社が取引再開を認めるまでの間、本契約に定める制度の取り扱いを行うことができないものとします。
8. 前項の規定により加盟店又は当社に損害が生じた場合、相手方は、これを賠償する責任を負うものとします。この場合、相手方は、自己に生じた損害につき加盟店又は当社に賠償を請求しないものとします。
9. 加盟店又は当社が、第7項の規定に基づき本契約を解除した場合であっても、相手方に加盟店又は当社に対する未払債務があるときは、当該未払債務が完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

第36条（通知）

当社は、本契約に基づく取引に関連し加盟店に通知する必要がある場合には、加盟店から届け出のあった通知先に通知するものとします。この場合において、当社は、加盟店から届け出があった通知先に通知を發したときには、通常到達すべき時に到達したものとみなすことができるものとします。

第37条（解約）

本契約が有効な場合であっても、加盟店又は当社は、相手方に対して、3ヶ月間以上の予告期間をもって書面により本契約の解約を通知した場合、理由の如何に関わらず予告期間の経過をもって本契約を終了できるものとします。

第38条（解除）

1. 当社は、加盟店が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知・催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとします。なお、当該解除権の行使は、当社による損害賠償の請求を妨げないものとします。
 - ①本契約に違反した場合
 - ②他の債務のため保全処分、強制執行、若しくは滞納処分を受け又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続の申立があった場合
 - ③自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止した場合（支払停止）、若しくは自ら振り出した手形、小切手が金融機関等により割引を拒否された場合
 - ④解散又は営業を停止した場合
 - ⑤営業に必要な許認可について行政庁から取消処分を受けた場合又は業務停止の処分を受けた場合
 - ⑥加盟店の代表者が前2号又は第3号に該当する場合
 - ⑦加盟店と実質上、資本を同一にするグループ企業又は同一の代表者が経営する別会社が、第2号から第5号のいずれかに該当する場合
 - ⑧営業権の全部若しくは一部の第三者への譲渡又は合併により本契約に基づく信用販売について、加盟店の業務遂行が不可能となった場合
 - ⑨その他加盟店において著しい信用状況の悪化が生じた場合
2. 第1項第2号から第5号に該当する場合、又は本契約が解除等により終了した場合加盟店が当社に対して負担する債務について、加盟店は当然に期限の利益を失うものとします。

第39条（相殺）

1. 当社は、加盟店に対し、金銭債権を有するときは、当該債権の期限のいかんにかかわらず、当該債権と加盟店に対する当社の立替金の債務とを、いつでも対当額で相殺することができるものとします。
2. 加盟店は、当社に対する立替金の請求債権を受動債権とする相殺を行うことはできないものとします。

第40条（存続条項）

本契約が第37条又は第38条に基づいて終了した場合であっても、第32条、第33条、第36条、本条、第41条、第42条、第44条はその効力を継続します。また、本契約に基づき生じた当社と契約者間の立替払等委託契約上の債権・債務が消滅するまでの間、第19条から第22条の各規定はその効力を継続します。

第41条（損害賠償）

加盟店及び当社が本契約に違反し、その結果相手方に損害を与えた場合、違反した当事者は、被害を被った相手方に対してその損害（合理的な範囲の弁護士費用を含む）を賠償する責を負うものとします。

第42条（遅延損害金）

加盟店が当社に対する債務の支払を遅延した場合、支払うべき日から支払済まで年14.6%の割合（年365日の日割計算）による損害金を支払うものとします。

第43条（加盟店情報の取扱に関する承認）

加盟店は、本契約に係る割賦販売法等に基づく加盟店情報の取扱に関して、本契約申込書記載の個人情報等の取扱いに関する条項を承諾するものとします。

第44条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社との間に訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、当社の本店及び加盟店を担当する当社の支店若しくは営業所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第45条（規定外の事項、本規約及び特約事項の変更）

1. 当社は、当社のホームページにおいて本規約の変更内容若しくは変更後の規約を公表し又は加盟店に対し通知することにより、本規約を変更できるものとします。
2. 当社は、特約の内容を変更、追加若しくは廃止するときは加盟店に対し書面で通知することをもって、特約事項を変更できるものとします。

以上

管理会社移行時の特約（賃借料等の立替払加盟店規約）

この特約（以下「本特約」という。）は、管理会社が当社既存加盟店より本システム契約者の入居する物件の管理を引継することを理由に、立替払等委託契約に基づく当社既存加盟店の地位を管理会社に移行する場合に適用される特約です。管理会社は本特約の他、賃借料等の立替払加盟店規約（以下「規約」という。）が準用されるものとし、本特約で定めのない事項については、規約の定めに従うものとします。

なお、本特約を適用する場合において「契約者」とは、規約第10条第7項に定める契約者の内、当社が別に定める家賃保証商品取扱申請書に記載された顧客に限定するものとします。

第1条（適用除外条項）

本特約を適用する場合、規約の第7条（仲介会社への委任）、第8条（加盟店の仲介会社に対する義務）、第12条（賃貸物件の引渡し）及び第22条（禁止行為）第1項1号から9号は適用しないものとします。

第2条（読み替え条項）

本特約を適用する場合、第14条（立替金の加盟店精算）第1項、第15条（立替金の回収）第1項、第22条（禁止行為）第14号の各規程は次の通り読み替えるものとします。

第14条（立替金の加盟店精算）

1. 当社は加盟店に対し、本契約に定めるところに従い、本システムに係る賃借料等の立替払いを行うものとします。

第15条（立替金の回収）

1. 当社は、管理会社に変更された後の初回請求月に、契約者に対して請求明細書を発行する場合があります、その場合においても以降の請求明細書は発行しないものとします。

第22条（禁止行為）

- ⑭加盟店が、契約書に記載された入居者と実際の入居者が異なることについて容認し、又は認識できるのにもかかわらず看過すること。

以上

賃借料等の立替払・保証委託加盟店規約

この賃借料等の立替払・保証委託加盟店規約（以下「本規約」という。）は、株式会社ジャックス（以下「当社」という。）が提供する月額賃借料等に関する本制度の取扱いの条件を定めることを目的とし、当社と加盟店との間の賃借料等の立替払・保証委託加盟店契約（以下、付随又は関連する特約を含めて「本契約」という。）の内容をなすものです。

第1条（定義）

本規約において、以下の用語はそれぞれ対応する以下の意義を有するものとします。

- (14) 本規約等 本規約とこれに付随する利用特約及び併記された取引条件特約等の総称をいいます。
- (15) 本契約 本規約等を内容とする本制度の契約をいいます。
- (16) 本制度 顧客が賃貸物件を賃借し、顧客が加盟店に支払うべき月額賃借料（以下「賃借料等」という。）を、顧客と当社の間で締結する立替払等委託契約並びに賃借料等の集金及び賃貸物件の立ち退き等に係る費用を保証する保証委託契約に基づき、加盟店にこれらの支払いを行う制度をいいます。
- (17) 立替払委託契約及び保証委託契約 当社と顧客との間で締結する立替払委託契約及び保証委託契約をいいます。
- (18) 本システム 本制度に基づく立替払委託契約及び保証委託契約の制度をいいます。
- (19) 加盟店 当社と本契約を締結し、本制度を利用する賃貸人、又は当該賃貸人から委託を受けて賃貸を管理する者（以下「管理会社」という。）をいいます。
- (20) 顧客 加盟店との間で賃貸物件の賃貸借契約を行う賃借人をいいます。
- (21) 申込者 賃貸物件への入居を希望し、加盟店又は賃貸人との間で締結する賃貸借契約に基づく賃借料等の支払いについて、本システムの利用を希望した顧客をいいます。
- (22) 申込書 本システムの利用を希望する場合の当社所定の立替払委託及び保証委託の申込書をいいます。
- (23) 賃貸物件 加盟店自ら所有する賃貸住宅、及び加盟店が賃貸人からの委託を受けて賃貸及び管理する賃貸住宅等で、第5条に定めるものをいいます。
- (24) 契約者の個人情報 契約者（申込者を含む）の氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、就業先名称等の属性に関わる情報、契約者の立替払委託契約及び集金保証委託契約の契約内容等に関する情報を、契約者の個人情報といいます。
- (25) 反社会的勢力 以下のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員
 - ⑤ 暴力団関係企業
 - ⑥ 総会屋

- ⑰ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑱ 政治活動等標ぼうゴロ
- ⑲ 特殊知能暴力集団
- ⑳ 前各号に準ずる者

(26) 反社会的勢力等 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にある者をいいます。

第2条（本規約等の適用）

本規約等は、加盟店が本制度を利用して行う業務について適用されるものとします。

第3条（本契約の概要）

1. 当社は、加盟店との間で締結した顧客の賃借料等を、顧客と別に契約する立替払委託契約に従って加盟店に立替払を行います。
2. 顧客が当社に対する前項の立替金に関する弁済を履行しない場合であっても、加盟店、顧客及び当社が別途合意した額を限度として当社は加盟店に立替払を行うものとします。
3. 当社は、前項の限度額を超えた場合、別途合意した額を限度として、契約者と連帯して賃借料等の債務を加盟店に支払うものとします。
4. 本契約の詳細な条件等については、本規約に添付する各利用規約及び別途会社が交付する取引条件特約等に定める方法によるものとします。

第4条（本契約の成立）

1. 本契約は、加盟店が当社に対し本規約を承認の上で本制度の利用の申込みを行い、当社が所定の審査を行い、当該加盟店に対し申込みの承認をする旨の通知を発したときに成立します。
2. 当社と加盟店との間において、本契約の内容として又は本契約に関連する特約として、本規約の適用を明示的に排除する合意をしている場合には本規約は適用されず、本規約と異なる内容を明示的に定める合意をしている場合には特段の定めがある場合を除き、当該異なる内容につき当該合意の定めが本規約に優先するものとします。

第5条（対象となる賃貸物件）

本制度における賃貸物件は、当社が1ヶ月当たりの賃借料等（次条に定義）の額について別に定めるもののうち、次の各号に定める何れかの賃貸物件を対象とします。なお、いずれの賃貸物件においても賃貸借契約上で顧客による賃借権の譲渡及び転貸が禁止されていることを条件とします。

- ①加盟店が所有する居住用賃貸物件。
- ②加盟店が賃貸人より転貸することを条件に借り受けた居住用賃貸物件。（但し、加盟店が賃貸人に対して本制度の内容を十分に理解させ、賃貸人が本制度の利用を承諾した場合に限る。）
- ③加盟店が、管理会社として賃貸人から賃借料等の集金に関する一切の権限について受託した居住用賃貸物件。

第6条（賃借料等の範囲）

1. 本システムにおける賃借料及び付随する費用（以下「賃借料等」という）の範囲は家賃及びその他別に定める1ヶ月あたりの費用の内、当社と契約者（第10条第7項に定義）間の立替払委託契約書及び保証委託契約書（以下「個別立替保証契約書」という。）で個別に定めるものとします。なお、各費用については消費税及び地方消費税が賦課されているものについては消費税及び地方消費税も賃借料等の範囲に含めるものとします。
2. 賃貸借契約締結の際に係る敷金、保証金、礼金、仲介手数料は賃借料等の範囲に含めないものとします。

第7条（仲介会社への委任）

1. 加盟店は、あらかじめ当社の書面による承諾を得た上で、加盟店が提携する不動産仲介会社（以下「仲介会社」という。）に対して、加盟店の行う第4条の取次を委託することができるものとします。
2. 前項の仲介会社は、加盟店を経由して賃貸物件を紹介できる者に限定するものとします。
3. 加盟店が仲介会社に委託できる本システムの業務は各号の範囲に限るものとします。
 - ①申込者から立替払委託契約及び保証委託契約の申込みを受付ること。
 - ②申込書の作成補助及び必要な資料の徴求を行うこと。
 - ③完成した申込書その他当社が必要とする資料等を加盟店経由で当社に引き渡すこと。
4. 当社は、合理的な範囲で第1項の承諾を撤回できるものとします。

第8条（加盟店の仲介会社に対する義務）

1. 加盟店が当社の承諾を得て仲介会社に前条の取次を許諾するときには、加盟店は仲介会社に対し、本契約（特約がある場合には、別段の合意がある場合を除き特約を含む。以下本条において同じ。）に基づき加盟店が当社に対して負担する義務と同一の義務を、直接当社との関係で負担させなければならないものとします。
2. 加盟店は、仲介会社に対し加盟店の行う業務を委託した場合には、当社の書面による承諾の有無にかかわらず、仲介会社の行為について当社に対し（仲介会社が当社に対して責任を負担する場合には仲介会社と連帯して）、責任を負担するものとします。

第9条（申込者の条件）

1. 本システムにおける申込者は、次の各号に定めるすべての条件に適合する個人とします。
 - ①申込者が加盟店又は賃貸人との間で締結する賃貸借契約に基づく賃借料等の支払いについて、当社との立替払委託契約及び保証委託契約を希望する者。
 - ②原則として、契約時の年齢が当社の規定する年齢条件を満たし、安定的かつ継続的な収入があると認められる者。

第10条（申込み手続及び審査）

1. 申込者がいる場合には、加盟店又は仲介会社（以下「加盟店等」という。）は、当該申込者に対し、当社所定の申込書書式及びこれに関係する書類（これらを総称して「申込書書式等」といいます。）を提供し、当該申込書書式等に必要事項を記入して申込書（これに関係する書面を含み、これらを総称して「申込書等」といいます。）を作成するよう求めるものとします。
2. 加盟店等は、申込者に対して賃貸借契約の内容、支払条件、支払方法、その他本システムによる立替払委託契約及び保証委託契約の条件につき説明しなければならないものとします。また、申込者から質問を受けたときには、遅滞なく、これに対する回答しなければならないものとします。当該説明又は回答は、正確かつわかりやすいものであるものとします。
3. 加盟店等は、第1項の申込みを受けたときは、申込者より次の各号に定める資料の提供を受け、申込書にこれらを添えて当社に提出します。
 - ①申込者の公的登録住所の確認ができる書類の原本又はその写し
 - ②その他当社が指定した資料
4. 前項の申込みを受けた当社は所定の審査を行い、承諾の可否を加盟店等に対して通知します。
5. 加盟店等は、前項により通知を受けた内容を、申込者に対し、直ちに、かつ正確に通知するものとします。
6. 第4項の当社の審査は、法令の範囲で当社単独の裁量で行うものとします。
7. 第4項の審査において、当社が「可」と判定した申込者（以下「契約者」という。）に対する効力は、判定した日から別に定めた有効期間迄とします。当該期間を経過した場合には、加盟店等は契約者等から改めて申込書を徴求の上、当社に対し再度本システムにおける申込の取次を行い当社の審査を受けるものとします。
8. 加盟店等又は賃貸人は、自らの判断基準により賃貸借契約締結の判断を行うものとし、第4項

の承諾の拒絶を理由に申込者との間における賃貸借契約の締結を拒んではならないものとします。

9. 本システムにおける契約が成立した場合、加盟店等は申込書の控えを遅滞なく契約者に交付するものとします。

第11条（契約の手続）

1. 加盟店等が前条第4項に基づく当社による承諾の通知を受けたとき、加盟店等は申込書の契約年月日欄に承諾の年月日を記入し、申込書を個別立替保証契約書として完成させ、契約者を賃借人とする賃貸借契約を3ヶ月以内に成立させた上で、賃貸物件を契約者に貸与するものとします。
2. 加盟店は、賃貸借契約の成立に際して、個別立替保証契約書に記載の契約者が賃貸借契約上の賃借人と同一であること及び個別立替保証契約書に記載された賃貸借等の条件が賃貸借契約上の内容と一致していることを確認するものとします。
3. 加盟店は、前項の確認で問題がなかったときは、個別立替保証契約書（当社の要望に応じて前条第3項各号の資料を含む）を毎月25日までに当社に提出するものとします。

第12条（賃貸物件の引渡し）

1. 加盟店等は、本システムを利用して契約者に賃貸物件を賃貸する場合、個別立替保証契約書に賃貸開始時期を明記し、これに従うものとします。
2. 当社の立替払及び保証委託に係る支払は、賃貸借契約、立替払委託契約及び保証委託契約が成立し、かつ、加盟店等が契約者に対し賃貸物件を引渡したことをもって、その効力が生じるものとします。

第13条（賃貸物件に関する責任）

加盟店等又は賃貸人は契約者に引渡した賃貸物件について、隠れた瑕疵や引き渡しの遅延等、加盟店等又は賃貸人の責めに帰する事由により生じた損害については、加盟店等又は賃貸人がその賠償の責を負うものとし、当社は一切の責を負わないものとします。

第14条（立替金の加盟店精算）

1. 当社は、顧客との間で立替払委託契約の効力が成立した場合、加盟店に対し、本契約に定めるところに従い、本システムに係る賃借料等の立替払を行うものとします。
2. 前項の場合、加盟店は、当社所定の仕様に基づいて作成した賃借料等の請求データを、当社が別に定める日までに提供するものとします。なお、請求データの提供漏れその他の理由で、当社に賃借料等の立替払を委託しない場合は加盟店への精算が停止されるものとします。
3. 当社は、別に定める締切日までに前項の請求データを受領し、別に定める支払日に、加盟店が書面によりあらかじめ当社に届け出た加盟店名義の金融機関口座に振り込む方法により立替金を支払うものとします。この場合において振込みに要する費用を控除して立替金を精算するものとします。
4. 戦争、大規模騒乱、災害、停電、通信回線の切断、その他当社の責めに帰することができない事由により立替金の支払が遅延した場合、当社はこれによる損害につき賠償する義務を負わないものとします。

第15条（立替金の回収）

1. 当社は、初回の請求月に限り、契約者に対して請求明細書を発行するものとし、以降の請求明細書は発行しないものとします。
2. 契約者の当社に対する立替金の支払方法は、当社の指定する方法によるものとし、契約者の当社への支払期日は毎月27日（金融機関が休業日のときは翌営業日）とします。
3. 当社は、前項の支払期日までに支払の確認が取れなかった場合の契約者（以下「延滞者」という。）に対して直接回収を行うものとします。

第16条（加盟店手数料及び顧客手数料）

1. 当社は、加盟店と別に合意することにより、別に合意する内容で、加盟店に対して加盟店手数料を請求することができるものとします。
2. 当社は、第14条の立替金の支払の際、前項に係る加盟店手数料を当該支払うべき立替金から控除する方法により、加盟店手数料の支払を受けることができるものとします。
3. 契約者が加盟店に代わり手数料を一部又は全部負担する場合は、「顧客手数料」として特約に定める方法で、契約者より支払を受けるものとします。

第17条（立替金延滞時の対応）

1. 第3条第2項における立替払の限度額は別途定めた月数分の賃借料等とし、当社は契約者等が立替金の約定支払日から当社規定の期日を超えても立替金の支払をしない場合には、契約者との立替払委託契約を解除することができるものとします。
2. 立替払委託契約が解除された場合、契約者の当社に対する立替金の未払債務は保証の未払債務として扱うものとします。
3. 立替払委託契約が終了した場合であっても、保証委託契約は引き続き効力を有するものとし、当社は契約者と連帯して加盟店に賃借料等を支払うものとします。
4. 当社は、加盟店の要望に応じて、加盟店が延滞者に対する賃貸借契約の継続又は解除交渉等を行う目的に限り、当社が別に定めた日に延滞者の明細書を加盟店に交付するものとします。
5. 前項の明細書に記載された事項については、加盟店は第35条各項に従って取り扱うものとします。
6. 当社は、合理的な範囲で第4項の義務を免れることができるものとします。
7. 加盟店は、当社に対して支払うべき立替金の支払遅延又は賃貸借契約上の義務違反等の事由が存するときは、立替払委託契約が継続している場合であっても、加盟店の判断により賃貸借契約を解除し、賃貸物件の明渡し請求を行うことができるものとします。

第18条（保証委託債務の履行）

1. 当社は第14条各項に準じて保証委託債務の履行を行うものとします。
2. 当社は、契約者に対する賃借料等の集金の可否にかかわらず、加盟店に対して賃借料等を支払うものとします。
3. 加盟店又は賃貸人が第14条第2項に基づく賃借料等の請求データを当社に提供せず、当社に賃借料等の集金を委託しない場合は、加盟店への精算が停止されるものとします。

第19条（保証の範囲）

1. 当社は、賃貸借契約が終了し契約者が賃貸物件の明渡しを完了するまでの間、第6条第1項に定める賃借料等の他、次に掲げる債務（以下「保証債務」という）を契約者と連帯して保証するものとします。
 - (1) 解約予告義務違反による損害金
 - (2) 法的手続に要する費用
 - (3) 残置物の撤去費用
 - (4) 原状回復費
 - (5) 賃借料等の損害額
 - (6) 短期解約違約金
 - (7) 更新料
2. 当社は、加盟店に対し賃借料等の24ヶ月分に相当する金額を上限に、賃借料等及び前項(2)(4)(5)(6)(7)の合計額を保証するものとします。
3. 前項にかかわらず、当社の加盟店に対する第1項(2)(3)の保証の合計額は金200万円を上限とします。
4. 当社は、次項を原因とする債務については、前3項にかかわらず保証の責を免れるものとし

す。

- ①滞納した賃借料等に係る遅延損害金等
- ②戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害
- ③火災、ガス爆発等契約者の故意又は過失並びに自殺によって生じた損害
- ④次条で定める弁護士に委任することなく発生した第1項(3)(4)の費用
- ⑤その他、第1項に該当しない費用

第20条（弁護士への委任）

1. 加盟店又は賃貸人は、契約者が当社規定の月数以上の賃借料等を延滞し、当社から当社指定の弁護士が賃貸物件の明渡しに係る交渉等を行うことについての要請を受けた場合には、当社の要請日より1ヶ月以内に当該要請に応じるものとします。
2. 委任手続きは各号のとおりとします。
 - ①当社は、加盟店に対して、当社規定の月数以上の賃借料等を延滞している契約の対象者を通知するものとします。
 - ②加盟店（賃貸人は加盟店をして）は、前号の通知から1ヶ月以内に、当社所定の書式で弁護士の委任に関する書類を、当社へ送付するものとします。
 - ③当社は、加盟店（賃貸人は加盟店をして）から前号の書式を受領した後、弁護士に対する委任手続きを行うものとします。
3. 弁護士に対する着手金等の費用並びに訴訟及び強制退去に要した費用（強制執行に伴う賃貸物件内の残置物の撤去、保管、及び処分等に要した費用を含む。）は、当社が契約者に代わり弁済できるものとします。但し、当該費用の総額は金200万円（消費税込み）を上限とします。

第21条（立替払委託契約及び保証委託契約の終了）

1. 次の各号の事由に該当した場合、当社と契約者間の立替払委託契約及び保証委託契約は終了するものとし、当社は当該事由が生じた日以降、加盟店に対する立替払、第6条第1項に定める賃借料等、前条第1項各号の保証債務に係る債務を免れるものとします。
 - ①賃貸借契約の合意による契約満了又は中途解約が成立したとき
 - ②当社の承諾を得ることなく賃貸物件の用途を変更したとき
 - ③不可抗力が生じたことによって賃貸物件の貸与が困難となったとき
 - ④契約者の死亡が確認されたとき
 - ⑤契約者が反社会的勢力に該当することが判明したとき
2. 前項第1号の場合であっても、当社と賃貸人との間で締結した立替委託契約及び保証委託契約が当社と変更後の賃貸人との間で継続される場合は、あらかじめ当社が承諾したときに限り、立替払委託契約及び保証委託契約は継続されるものとします。
3. 当社は、前2項を原因として立替払委託契約又は保証委託契約が終了した場合に、加盟店に生じた損害を免れるものとします。

第22条（保証委託等の支払留保）

1. 当社は、第14条並びに第18条及び第19条の規定にかかわらず、加盟店に以下のいずれかの事由があると当社が判断したときには、当該事由が解消されたと当社が判断するまで、立替金及び保証債務の金銭（以下総称して「保証債務等」という。）の支払を留保することができるものとします。
 - ①第10条第1項の申込書並びに第14条第2項又は第18条第1項及び第19条の請求データの内容に疑義があるとき。
 - ②賃貸借契約の真実性に疑義があるとき。
 - ③加盟店等と契約者との間で、賃貸借契約に関し紛議があるとき。
 - ④契約者から当社に対し、加盟店に対して生じた事由があることを理由として、賃貸借契約に基づく立替払又は保証委託を拒絶する旨その他第21条第1項第1号から第3号及び第5号に掲げる主張がなされ又はそのおそれがあるとき。

- ⑤貸借契約の勧誘若しくは説明、又は本システムに係る契約の取次ぎ若しくは契約の締結の過程において、適用ある法令（消費者契約法その他民事法の強行規定を含む）に違反したおそれがあるとき。
 - ⑥貸借契約に関し、所管する行政庁より法令に基づく指示、業務改善命令、業務停止命令その他の処分を受けたとき。
 - ⑦第25条各号その他本契約に定める禁止事項に違反したおそれがあるとき。
 - ⑧加盟店が反社会的勢力等に該当するおそれがあるとき。
 - ⑨本契約の定めにより加盟店が表明した内容が事実と反するおそれがあるとき。
 - ⑩本契約に基づく届出義務を怠り又は事実と反する届出をしたとき。
 - ⑪第27条第1項第2号から第9号のいずれかに該当するおそれがあるとき。
 - ⑫前各号のほか、本契約に定める義務に違反したおそれのあるとき。
2. 前項の規定に基づき保証債務等の支払を留保したときには、当社は支払を留保した期間中、留保した保証債務等に利息を付しません。また、支払を留保したことにより加盟店に損害又は損失が発生した場合であっても、当社は、請求原因の如何を問わず補償する義務を負わないものとします。

第23条（保証債務等の支払拒絶）

当社は、第14条並びに第18条及び第19条の規定にかかわらず、加盟店に次の次号のいずれかに該当する事由がある場合には、加盟店に対する立替払等を拒絶できるものとします。

- ①第10条第1項の申込書等並びに第14条第2項又は第18条及び第19条の請求データの内容が虚偽であるとき。
- ②前条第1項第1号に該当し、加盟店がこれに係る当社の調査に適切に協力せず、調査開始から30日経過してもなお疑義が解消しないとき。
- ③貸借契約の真実性が認められないとき。
- ④貸借契約が無効、取消し、解除その他の事由によりその効力を有しなくなったとき。
- ⑤加盟店の故意又は重大な過失により、当社に返還すべき金銭があるにもかかわらず、その全部又は一部を当社に返還しないとき。
- ⑥貸借契約に関し契約者が加盟店に対して主張することができる事由を契約者が当社に対して申し出てから60日以内に当該事由が解消されないとき。
- ⑦第25条各号その他本契約に定める禁止事項に違反したとき。
- ⑧加盟店が反社会的勢力等に該当するとき。
- ⑨本契約の定めにより加盟店が表明した内容が重要な点において事実と反するとき。
- ⑩第27条第1項第2号から第9号に該当するとき。
- ⑪加盟店と貸借人との間の管理委託契約が解約となったとき。
- ⑫貸借人の所有権喪失により、加盟店が賃借料等の受領権限を喪失したとき。
- ⑬貸借契約に関し、契約者と加盟店又は貸借人との間で紛議（原状回復費、貸借契約更新時の更新料、早期解約違約金、解約予告義務違反損害金、未請求分家賃、残置物撤去費用による紛議を含むがこれに限らない）が発生し、契約者より紛議以降の立替払等の履行の停止を求められたとき。
- ⑭契約者が破産手続開始、再生手続開始の申立をなし、破産管財人等より保証債務等の履行の停止を求められたとき。
- ⑮前各号のほか、本契約に定める義務に違反したとき（但しその違反が軽微なものであるときを除く。）。
- ⑯当社と貸借人間の保証契約に定める免責条項に該当したとき。

第24条（保証債務等の返金）

1. 前条各号の一に該当する事由がある場合であって、当社が加盟店に対して既に当該事由のある立替金委任契約に基づく立替金及び保証委託契約に基づく債務の全部又は一部（以下「返金対象金」という。）を支払済みであるときには、当社は、加盟店に対し返金対象金（名目の如何

を問わず本システムに関連して加盟店に支払われた金員を含む。)の返還を請求することができるものとします。

2. 前項の請求を受けたときは、加盟店は、当社に対し、返金対象金を当社が指定する金融機関口座に即時使用可能な資金により直ちに振り込む方法により返還するものとします。振込みに要する費用は、加盟店の負担とします。但し、当社は、第14条、第18条及び第19条に定める保証債務等と相殺することにより、いつでも返還を受けることができるものとします。
3. 返金対象金の返還により加盟店に損害又は損失が発生した場合であっても、当社は、請求原因の如何を問わず補償する義務を負わないものとします。

第25条 (禁止行為)

1. 加盟店等は、本制度の取扱いに関し、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - ① 申込者が貸借契約又は本システムに係る契約を締結する意思がないのにこれがあるように仮装させ、又は仮装していることを認識し若しくは認識できるのにその確認を怠り当該契約の申込みを取り次ぐこと。
 - ② 申込者の意思に基づかず、加盟店が申込者の名義を冒用して当社に対して立替払本システムに係る契約の申込みをなし、第三者がこれをなすことを教唆し、強要し若しくは容認し、又は名義を冒用した申込みであることを認識できるにもかかわらずその確認を怠り本システムに係る契約の申込みを取り次ぐこと。
 - ③ 加盟店が、商号その他その事業に関し用いる名称の使用を、第三者(第7条に基づいて当社の許諾を得た仲介会社を除く)に対して明示的に又は黙示により許諾し、当該第三者が締結する貸借契約を原因とする本システムに係る契約の申込みを取り次ぐこと。
 - ④ 前各号のほか、加盟店と申込者との間に貸借契約が存在せず、又は貸借契約が無効事由若しくは取消事由に該当する事情の全部又は一部があるのに、それを知らず隠し、又はそれを認識できるのにその確認を怠って、本システムに係る契約の申込みを取り次ぐこと。
 - ⑤ 申込者が反社会的勢力等に該当する者であることを知らず又はそれを認識できるのにその確認を怠って、当社に対して本システムに係る契約の申込みを取り次ぐこと。
 - ⑥ 申込者の言動その他の事情からみて、反社会的勢力等に該当するおそれのある者であることを知らず、又はそれを認識できるのにその確認を怠って、その事実を当社に通知することなく本システムに係る契約の申込みを取り次ぐこと。
 - ⑦ 申込者(契約者を含む)の住所、氏名、職業、電話番号、勤続年数、勤務先、収入、資産関係、その他に関する事項及び本システムに係る内容について、事実と異なる伝達を行い、重要事項が存在するのにもかかわらず存在しないように装い又はこれらについて容易に知り得るのに確認を怠り当社に伝達すること。
 - ⑧ 申込者に対し、申込書に事実と異なる記載を行い若しくは存在する重要事項を記載しない等の方法により、前号に掲げる事項について事実と異なる内容を当社に告知し又は重要事項が存在しないように装うことを求め、又は、申込者がこれらの行為を行うことを容認し、若しくは認識できるにもかかわらず看過すること。
 - ⑨ 貸借契約又は本システムに係る契約の勧誘に当たり、事実と異なる事項を告知し、重要事項を故意に告知せず、将来の不確実な事項について確実であると告げる等消費者契約法に反する態様の勧誘又は法令若しくは公序良俗に反する態様の勧誘を行うこと。
 - ⑩ 貸借契約において消費者契約法その他関連する法律に反する条項を定めること。
 - ⑪ 法令若しくは公序良俗に違反する行為をすること。
 - ⑫ 監督官庁その他の行政機関より改善・是正指導、勧誘、行政処分等を受けるような行為をすること。
 - ⑬ 契約者等の個人情報の取扱いにおいて、個人情報の保護に関する法律、加盟店に適用される所管省庁ガイドライン又は加盟店・当社間の取決めに反すること。
 - ⑭ 加盟店が、申込書等に記載された入居者と実際の入居者が異なることについて容認し、又

は認識できるのにもかかわらず看過して取次を行うこと。

- ⑮当社の事前の書面による承諾なく、加盟店の当社に対する立替金請求権を第三者に譲渡し担保権を設定しその他の処分を行うこと。
- ⑯加盟店が設置した店舗以外の店舗を加盟店の店舗として届け出ること。
- ⑰本契約に基づく届出義務を怠り又は事実を反する届出をすること。

第26条（取扱店舗等の届出）

1. 加盟店は、本契約締結に当たり、加盟店の名称、住所、電話番号、代表者の氏名、店舗の名称、所在地、当該店舗の責任者氏名、電話番号、ファックス番号及びメールアドレスその他当該店舗の連絡先を書面で届け出るものとします。
2. 加盟店は当社の求めに応じて、宅地建物取引業免許証番号を届け出なければならないものとします。また、有資格者を必要とする場合における資格者の氏名、生年月日及び資格番号も同様とします、
3. 前2項により届け出た事項に変更が生じるときには、加盟店は、あらかじめ当社に対し変更事項及びその内容を書面で届け出るものとします。

第27条（通知義務）

1. 加盟店は、加盟店において次の各号のいずれかの事由が生じたときには、直ちに当社に対し、当該事由が生じた旨及びその内容につき、書面で通知しなければならないものとします。
 - ①その代表者に変動が生じたとき。
 - ②その目的を変更しようとするとき。
 - ③第14条第3項に定める金融機関口座を変更するとき。
 - ④加盟店が資本金である場合であって資本金、資本準備金又は利益準備金の減少を決議しようとするとき。
 - ⑤解散を決議し又は定款に定める解散事由に該当したとき。
 - ⑥会社法に定める組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転に係る計画を定め又はこれらに係る契約を締結したとき。
 - ⑦事業譲渡等に係る契約を締結したとき。
 - ⑧その事業に関し、所管行政庁等から、指示、業務改善命令、業務停止命令、その他の処分（適格消費者団体による消費者契約法又は特定商取引法に基づく差止請求権の行使、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に基づく共通義務確認訴訟の提起若しくは簡易確定手続開始の申立を含む）を受けたとき。
 - ⑨その事業に関し必要となる免許等につき効力が失われたとき。
2. 加盟店は、契約者の氏名、住所、連絡先、勤務先、職業その他本システムに係る契約時の届出事項に変更があったことを知ったとき、契約者の同意を取得した上で、直ちに当社に対し、当該事由が生じた旨及びその内容につき、書面で通知しなければならないものとします。
3. 加盟店は、契約者との間で締結した賃貸借契約の条件等に変更を加えようとする場合は、あらかじめ通知し、当社の書面による承認を得るものとします。
4. 加盟店は、契約者との賃貸借契約を終了又は解約する場合、加盟店及び当社が協議のうえ定めた方法により、当社に通知するものとします。
5. 加盟店が、本条第1項及び第2項の通知、報告の義務を怠ったことにより当社が本契約に定める当社の義務を履行できず加盟店に損害を生じさせた場合であっても、当社はその賠償の責を負わないものとします。

第28条（債権の回収協力）

加盟店は、当社が契約者等に対する求償権行使のために必要な情報の提供を求めた場合には、個人情報保護法その他の規定等に基づく範囲内で、これに応じるよう務めるものとします。

第29条（賃借料等の変更）

1. 加盟店は、賃貸借契約の更新、費用の追加・改定又は税法・税率等の改定により、賃借料等の変更が生じた場合は、第10条第2項に準じて、変更となる賃貸借契約の内容、支払条件、支払方法、その他本システムに係る契約の条件につき説明し、契約者からの質問に対し正確かつわかりやすく回答しなければならないものとします。
2. 前項の変更がなされるときは、加盟店は遅滞なく当社に当該変更内容を通知（変更後の賃借料等の請求データの送信を含む。）するものとします。
3. 当社が賃借料等の変更にかかる契約書の提出を求めたときは、加盟店は、契約者との間で締結した変更契約書を当社に提出するものとします。

第30条（立替払委託契約及び保証委託契約の更新）

加盟店又は賃貸人と当社は、別段の合意がない限り、賃貸借契約の更新の有無にかかわらず、立替払委託契約及び保証委託契約が存続することを確認します。

第31条（譲渡担保）

1. 当社は、契約者の本システムに係る契約に基づく一切の債権を担保するため、契約者が賃貸人に対して有する各項の債権を譲り受けるものとし、加盟店は、本契約をもって包括的にこれを承諾するものとします。
 - ①賃貸物件の明渡し時に返還することを条件に契約者から受領した敷金・保証金その他の金員の返還請求権。但し、加盟店における預り金を限度とします。
 - ②賃貸借契約の終了日の翌日以降の未賃貸借期間相当分の賃借料等の返還請求権。
2. 本システムに係る契約終了後、加盟店において未収賃借料・原状回復費用等が発生したときは、加盟店は、当社に優先して前条各号の返済債務と相殺できるものとします。

第32条（賃貸借期間満了時及び終了時の手続）

1. 加盟店は、賃貸借期間の満了月が到来する契約者及び賃貸人に対して、賃貸借契約満了の前月末日までに賃貸借契約更新の意思確認を行うものとします。
2. 契約者及び加盟店又は賃貸人が賃貸借契約の更新を合意し、かつ契約者が本システムの利用を継続することを希望する場合は、当社の承諾を得た場合に限り賃貸借契約期間満了日の属する月の翌月分の賃借料等より本制度が継続されるものとします。
3. 前項の場合において、賃貸借契約の条件を変更する場合には加盟店は遅滞なく当社に通知するものとし、当社が変更後の契約書の差入れを求めた場合、これに応じるものとします。
3. 賃貸借契約の終了事由が発生したときは、加盟店は、当社に対して賃借料等の請求を停止するものとし、当社は、取扱停止日の属する月の翌月分の賃借料等より、当該契約者の賃料等の支払いを停止するものとします。
4. 加盟店の通知の遅れ又は事務処理の都合等により当社が取扱停止日の属する月の翌月分以降の賃借料等を加盟店に立替払したときは、加盟店は、直ちに立替金相当額を返還するものとします。

第33条（賃貸借契約終了時の精算手続）

加盟店は、契約者との精算手続を各号に定める順序により行うものとします。

- ①加盟店は、賃貸借契約における賃借人の返還金を計算します。
- ②前号の返還金について、加盟店と契約者との間で争いが生じたときは、加盟店の計算した金額を返還金として処理し、争いのある部分については、加盟店と契約者との間で解決するものとします。
- ③加盟店は、賃借人が当社に対して負担する本システムに係る契約に基づく債務の未払残高（以下、「未払残高」という。）を負担するときは、賃借人に対する返還金の支払を保留するものとします。但し、返還金が未払残高を超過するときは当該超過額に限り賃借人に支払うものとします。

④加盟店は、前項において保留した返還金を、遅滞なく当社に支払うものとします。

第34条（賃貸借契約上の紛議）

契約者と加盟店又は賃貸人との間で賃貸借契約に関する紛議が生じたときは、加盟店は自らの責任と負担において当該紛議を解決するものとします。

第35条（契約者等の個人情報の取扱いと保護義務）

1. 本システムにかかる契約者等の個人情報の利用、管理に関わる一切の権限は、本システムに係る契約の申込み又は締結に於いて契約者等の明示的同意を得た乙が保有するものとします。
2. 当社は本契約の有効期間中で、且つ、契約者等の事前の同意がある場合は、その同意の目的の範囲内に於いて加盟店に対して契約者等の個人情報を提供することができるものとします。なお、この場合は加盟店と当社の間で個人情報提供に関する覚書を別途締結するものとします。
3. 加盟店及び当社は、本システムに於いて知り得た契約者等の個人情報については法律に別段の定めのある場合を除き、契約者等が同意した目的の範囲内に利用を止めるものとし、他の目的には利用しないものとします。
4. 加盟店は、契約者等の個人情報の漏洩・紛失・改竄等を防止する為に別紙、「個人情報取扱に関する規定」を遵守するものとし、当社は個人情報の保護に関する法律及び経済産業分野ガイドライン（信用分野ガイドラインを含む）、金融庁ガイドラインに定める事項を遵守するものとします。
5. 第1項、第3項、第4項の規定は、本契約終了後もその効力を有するものとします。

第36条（機密情報の保持）

1. 情報を受領する当事者（以下「受領者」という。）は、情報を開示する当事者（以下「開示者」という。）が開示した本契約の存在及び内容その他本契約に関する一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもって秘密として保護し、開示者の事前承諾なく第三者に開示、提供、漏えいし、又は本契約の履行以外の目的に使用しないものとします。但し、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、開示者に速やかに通知を行った上で、必要な範囲において開示を行うことができるものとします。また、受領者は、本契約の履行に必要な範囲で、秘密情報を役員及び従業員に開示することができるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しないものとします。
 - ①開示の時点で既に受領者が了知していた情報
 - ②開示の時点で公知であった情報
 - ③開示後に受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第37条（表明等）

加盟店は、本契約の締結にあたり、本契約の締結日時点及びその有効期間中において、次の各号の事項が真実かつ正確であることを表明するとともに、確約します。

- ①加盟店は、その事業を遂行するために必要かつ十分な資力信用を有していること。
- ②本契約の締結時及び本契約に基づき加盟店が当社に対して届け出、通知又は報告した事項及びこれに関連して提供した資料は、その重要な点においてすべて正確であり、かつ重要事項の欠落は存在しないこと。
- ③加盟店は、本契約における業務を行うに際し、関係諸法令を遵守し、顧客からの苦情を適切に処理するために必要かつ適切な体制を有していること。

第38条（反社会的勢力との関係遮断）

1. 加盟店及び当社は、自己及び自己の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員等、実質的に経営を支配若しくは経営に関与している者又は従業員等が、現在又は将来にわたって、

- 反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約します。
2. 加盟店及び当社は、現在又は将来にわたって、反社会的勢力等と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約します。
 - ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
 - ④反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - ⑤その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
 3. 加盟店及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
 4. 加盟店及び当社は、その委託先又は再委託先業者との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約します。
 - ①委託先又は再委託先業者が前三項に該当せず、将来においても前三項に該当しないこと。
 - ②委託先又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること。
 5. 加盟店等及び当社は、委託先又は再委託先業者が、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は委託先若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報に協力することを表明、確約します。
 6. 加盟店及び当社は、相手方が第1項から前項のいずれかに違反した場合又は第1項から前項のいずれかの表明・確約が虚偽であることが判明した場合、催告なしに本契約に基づく取引を停止し又は本契約を解除できるものとします。この場合において本契約が解除されたときは、相手方は、本契約に基づき負担する全ての債務につき当然に期限の利益を失い、一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
 7. 加盟店等及び当社は、相手方が第1項から第5項に違反している疑いがある場合、相手方に対して調査を行い、又資料の提出を求めることができ、相手方はこれに応じるものとします。この場合、加盟店及び当社は本契約に基づく取引を一時的に停止することができるものとし、相手方は、加盟店及び当社が取引再開を認めるまでの間、本契約に定める制度の取り扱いを行うことができないものとします。
 8. 前項の規定により加盟店又は当社に損害が生じた場合、相手方は、これを賠償する責任を負うものとします。この場合、相手方は、自己に生じた損害につき加盟店又は当社に賠償を請求しないものとします。
 9. 加盟店又は当社が、第7項の規定に基づき本契約を解除した場合であっても、相手方に加盟店又は当社に対する未払債務があるときは、当該未払債務が完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

第39条（通知）

当社は、本契約に基づく取引に関連し加盟店に通知する必要がある場合には、加盟店から届け出のあった通知先に通知するものとします。この場合において、当社は、加盟店から届け出があった通知先に通知を発したときには、通常到達すべき時に到達したものとみなすことができるものとします。

第40条（解約）

本契約が有効な場合であっても、加盟店又は当社は、相手方に対して、3ヶ月間以上の予告期間をもって書面により本契約の解約を通知した場合、理由の如何に関わらず予告期間の経過をもって本契約を終了できるものとします。

第41条（解除）

1. 当社は、加盟店が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知・催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとします。なお、当該解除権の行使は、当社による損害賠償の請求を妨げないものとします。
 - ①本契約に違反した場合
 - ②他の債務のため保全処分、強制執行、若しくは滞納処分を受け又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続の申立があった場合
 - ③自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止した場合（支払停止）、若しくは自ら振り出した手形、小切手が金融機関等により割引を拒否された場合
 - ④解散又は営業を停止した場合
 - ⑤営業に必要な許認可について行政庁から取消処分を受けた場合又は業務停止の処分を受けた場合
 - ⑥加盟店の代表者が前2号又は第3号に該当する場合
 - ⑦加盟店と実質上、資本を同一にするグループ企業又は同一の代表者が経営する別会社が、第2号から第5号のいずれかに該当する場合
 - ⑧営業権の全部若しくは一部の第三者への譲渡又は合併により本契約に基づく信用販売について、加盟店の業務遂行が不可能となった場合
 - ⑨その他加盟店において著しい信用状況の悪化が生じた場合
2. 第1項第2号から第5号に該当する場合、又は本契約が解除等により終了した場合加盟店が当社に対して負担する債務について、加盟店は当然に期限の利益を失うものとします。

第42条（相殺）

1. 当社は、加盟店に対し、金銭債権を有するときは、当該債権の期限のいかんにかかわらず、当該債権と加盟店に対する当社の立替金の債務とを、いつでも対当額で相殺することができるものとします。
2. 加盟店は、当社に対する立替金の請求債権を受動債権とする相殺を行うことはできないものとします。

第43条（存続条項）

本契約が第40条又は第41条に基づいて終了した場合であっても、第35条、第36条、第39条、本条、第44条、第45条、第47条はその効力を継続します。また、本契約に基づき生じた当社と契約者間の立替払等委託契約上の債権・債務が消滅するまでの間、第22条から第25条の各規定はその効力を継続します。

第44条（損害賠償）

加盟店及び当社が本契約に違反し、その結果相手方に損害を与えた場合、違反した当事者は、被害を被った相手方に対してその損害（合理的な範囲の弁護士費用を含む）を賠償する責を負うものとします。

第45条（遅延損害金）

加盟店が当社に対する債務の支払を遅延した場合、支払うべき日から支払済まで年14.6%の割合（年365日の日割計算）による損害金を支払うものとします。

第46条（加盟店情報の取扱に関する承認）

加盟店は、本契約に係る割賦販売法等に基づく加盟店情報の取扱に関して、本契約申込書記載の個人情報等の取扱いに関する条項を承諾するものとします。

第47条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社との間に訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、当社の本店及び加盟店を担当する当社の支店若しくは営業所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第48条（規定外の事項、本規約及び特約事項の変更）

1. 当社は、当社のホームページにおいて本規約の変更内容若しくは変更後の規約を公表し又は加盟店に対し通知することにより、本規約を変更できるものとします。
2. 当社は、特約の内容を変更、追加若しくは廃止するときは加盟店に対し書面で通知することをもって、特約事項を変更できるものとします。

以上

管理会社移行時の特約

（賃借料等の立替払・保証委託加盟店規約）

この特約（以下「本特約」という。）は、管理会社が当社既存加盟店より本システム契約者の入居する物件の管理を引継することを理由に、立替払委託・保証委託契約に基づく当社既存加盟店の地位を管理会社に移行する場合に適用される特約です。管理会社は本特約の他、賃借料等の立替払・保証委託加盟店規約（以下「規約」という。）が準用されるものとし、本特約で定めのない事項については、規約の定めに従うものとします。

なお、本特約を適用する場合において「契約者」とは、規約第10条第7項に定める契約者の内、当社が別に定める家賃保証商品取扱申請書に記載された顧客に限定するものとします。

第1条（適用除外条項）

本特約を適用する場合、規約の第7条（仲介会社への委任）、第8条（加盟店の仲介会社に対する義務）、第12条（賃貸物件の引渡し）及び第25条（禁止行為）①～⑨について適用しないものとします。

第2条（読み替え条項）

本特約を適用する場合、第14条（立替金の加盟店精算）第1項、第15条（立替金の回収）第1項、第25条（禁止行為）第14号の各規程は次の通り読み替えるものとします。

第14条（立替金の加盟店精算）

1. 当社は加盟店に対し、本契約に定めるところに従い、本システムに係る賃借料等の立替払いを行うものとします。

第15条（立替金の回収）

1. 当社は、管理会社が変更された後の初回請求月に、契約者に対して請求明細書を発行する場合があります、その場合においても以降の請求明細書は発行しないものとします。

第25条（禁止行為）

- ⑭加盟店が、契約書に記載された入居者と実際の入居者が異なることについて容認し、又は認識できるのにもかかわらず看過すること。

以上

データ提供に関する規約

データ提供に関する規約は、当社が加盟店に対して提供するデータについて定めたものです。

第1条（本規約の目的）

当社が加盟店に対して提供するデータについて、利用目的、管理方法等を定め、目的外利用やデータの漏洩・滅失・毀損等による当社又は会員もしくは第三者への損害発生防止を目的とします。

第2条（用語の定義）

本規約で使用する用語は次の意味で用いられるものとします。

1. 会員

当社と契約をしている個人又は法人のことをいいます。

2. データ

当社と契約をしている会員の契約上の属性、利用状況及びそれらを当社が集計した数値、記号等の電子ファイル上の情報又はこれらを帳票等に記録した情報の全てをいいます。

3. 媒体

データを収納したフレキシブルディスク、マイクロディスク、磁気テープ、光ディスク等の電磁的、光学的記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）並びにデータを記録した帳票等をいいます。

4. 伝送

データを前項の媒体によらず直接当社のコンピューターから加盟店のコンピューターに送る方法をいいます。

5. 秘密情報

当社が秘密情報として指定したデータのことをいいます。

第3条（データの提供依頼）

1. 加盟店は加盟店の業務遂行に必要な場合、当社に対してデータの提供を依頼することができるものとします。但し、加盟店、当社間の加盟店契約、業務委託契約等に当該データの提供ができない旨定められている場合並びに会員が当該データの提供について同意していない場合を除きます。尚、提供後に当該データの利用を会員が拒否した場合は、加盟店にて当該会員に関わるデータを削除し利用しないものとします。

2. 加盟店は当社に対してデータ提供を依頼する場合、原則として、当社所定の書面にて当社に対して申請を行うものとします。

3. 当社は前項の申請について許可できない場合はその旨を速やかに加盟店に通知するものとします。

4. データの作成費用、提供のためのシステム開発費用等の負担は加盟店当社協議して別途取り決めるものとします。

第4条（データの作成・暗号鍵の設定）

1. 当社は前条のデータ提供について承認した場合は、速やかにデータ提供のための準備を行うものとします。

2. データを電磁的記録媒体に収納する場合もしくはインターネットの通信により提供する場合、当社はデータ提供に先だってデータの暗号化に伴う暗号鍵（ID、パスワード）を採番又は加盟店が指定する暗号鍵を登録するものとします。尚、暗号鍵は当社が定める期間毎に変更されるものとします。

3. 前項で当社が採番した場合の暗号鍵については、その変更を含み、当社から加盟店又は加盟店が指定する加盟店の担当者へ通知されるものとします。

4. 加盟店は、当社の採番により加盟店に通知された、又は加盟店の指定に基づき当社に登録された暗号鍵を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

第5条（データの引き渡し）

1. 当社は作成したデータを加盟店当社間で定めた方法により伝送又は所定の媒体に収納して加盟

店に送付します。尚、インターネットの通信により行う場合は、T L S（1. 2以上）又は、これと同等のセキュリティを保持するものとします。また、前条第2項の場合は、当社はデータを暗号化して提供し、加盟店は当社との間で設定した暗号鍵によりデータを復号するものとします。

2. 加盟店は前項のデータを受領した場合、その都度、当社所定の受領証に記名捺印をし、速やかにこれを当社に交付するものとします。但し、伝送による場合及び書留郵便に準ずる送付による場合は当社の送信又は送付をもって加盟店に引き渡したものとし本項に定める受領証を不要とします。尚、加盟店の故意又は過失により交付すべき受領証を当社に交付しなかった場合は当社の提供事実をもって加盟店へ当該データが提供されたものとみなします。
3. 当社は前項の受領証を当該データの返還又は廃棄を確認するまで保管するものとします。但し、返還を必要としない帳票等については受領後3ヶ月を保管期間とします。

第6条（データの使用）

加盟店は引き渡しを受けたデータについて、第3条2項の申請書記載の目的の範囲内で使用又は利用することができるものとし、それ以外の使用、利用は当社の事前の書面による許可無く一切できないものとします。

第7条（データの複製・複写、加工）

加盟店は引き渡しを受けたデータの複製・複写は第3条2項の申請書記載の目的の範囲内でのみできるものとし、これを加工する場合も同様とします。

第8条（データの返還、廃棄）

1. 加盟店は引き渡しを受けたデータについて使用又は利用の目的を達した場合、又は本規約が解除された場合、もしくは当社から返還を求められた場合は速やかにデータを媒体と共に当社に返還しなければならないものとします。尚、加盟店がデータを複製・複写及び加工している場合は複製・複写し又は加工したデータも返還しなければならないものとします。但し、データを紙面等に排出している場合又はデータを格納した媒体が消耗品の場合は加盟店の責任に於いて、当該紙媒体を廃棄するものとします。
2. 前項にかかわらず、提供したデータは5年を超えて保持しないものとします。

第9条（守秘義務）

加盟店は当社から提供されたデータについて加盟店以外の第三者に開示してはならないものとします。また、加盟店が当社から提供されたデータを加工等するために他の事業者等にデータを引き渡す場合は当社の事前の書面による承諾を必要とし、かつ、本覚書に定める各事項について当該事業者に行わせるよう加盟店に於いて十分な指導を行うものとします。尚、本条に定める義務は本覚書終了後もその効力を継続するものとします。

第10条（通知義務）

当社及び加盟店はインターネットを利用して提供されたデータがコンピュータウイルス等に感染していることが判明した場合、又は加盟店当社いずれかのインターネットシステムに対する侵入又はデータ流出の事実が判明した場合は、直ちに相手方に通知する義務を負うものとします。

第11条（損害賠償）

加盟店の本規約に定める各条項の違反又は故意もしくは過失により当社又は会員もしくは第三者に損害を与えた場合、加盟店はその賠償の責を負うものとします。

第12条（有効期間）

1. 本規約は契約締結の日より1年間有効とします。但し、契約満了日の1ヶ月前までに加盟店当社双方のいずれからも解約の意思表示の無い場合は、他に別段の定めのある場合を除き同一の条件にて1年間更新されるものとし、以後も同様としますが、加盟店当社間の加盟店契約、業務委託契約等が終了した場合は上記に関わりなく本規約も終了するものとします。
2. 加盟店当社間に於いて既に本規約に定めるデータの提供が行われている場合で、かつ、加盟店当社が合意した場合は、当該データ提供の開始日に遡及して本規約に定める事項を適用するものとし、本規約の締結日まで自動更新をされたものとして取り扱います。合意する場合は下記に遡及年月日を明示するものとし、明示の無い場合は本条1項を適用するものとします。

第13条（中途解約）

1. 本規約の有効期間中であっても、加盟店当社は3ヶ月以上の期間を定めて書面にて相手方に通知した場合は、理由の如何を問わず、同期間の経過をもって本規約を解約できるものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は加盟店に次のいずれかの事由の生じた場合は何らの予告を要せずに本規約を解約できるものとします。
 - ①本規約に定めるいずれかの事項について違反したとき。
 - ②他の債務のため保全処分、強制執行、もしくは滞納処分を受け又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算、清算その他倒産手続きの申立があったとき。
 - ③自らの振り出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - ④解散又は営業の停止を行ったとき。
 - ⑤営業につき、行政庁から取り消しされ、又は停止の処分を受けたとき。
 - ⑥合併され、又は吸収されたとき。
 - ⑦その他、加盟店に著しい信用状況の悪化があったと当社が認めるとき。

第14条（協議）

本規約に定められていない事項については加盟店当社協議して書面にて取り交わすものとします。本規約に定められた事項について疑義の生じた場合も同様とします。

第15条（管轄裁判所）

本規約に定められた事項について紛争を生じた場合は、加盟店当社紳士的に解決するものとし万一訴訟となった場合は東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

以上

Web 配信サービス（各種データ照会）利用規約

このWeb配信サービス（各種データ照会）利用規約（以下「本規約」という）は、当社が加盟店に対し、別途加盟店と当社との間で締結する加盟店契約に基づく各種データのWeb配信サービス（以下「本サービス」という）の利用条件について定めるものです。加盟店は、本規約が適用されることを承諾するものとします。

第1条（申込）

1. 加盟店は、本サービスの申込にあたっては、別途当社と加盟店契約を締結している、又は締結するものとします。
2. 加盟店が本サービスの利用を希望する場合は、本規約に承諾した上で、当社所定の方法により当社に申込を行うものとします。

第2条（ID／パスワード等の付与等）

1. 当社は、前項の申込を承諾した加盟店に対し、加盟店を特定する番号（以下「加盟店システムID」という）を加盟店に付与します。当該付与の日をもって、本サービスの利用契約が成立するものとします。
2. 当社は、加盟店システムID及び初期パスワードを加盟店に通知します。なお、このパスワードは、当社所定の方式に従い、加盟店が任意に指定できるものとします。
3. 加盟店は、本サービスを利用する場合、加盟店システムID及びパスワードを入力することにより当社のWebサイトにアクセスするものとします。当社は、加盟店システムID及びパスワードの一致を確認することによりアクセスした者を加盟店とみなします。
4. 当社は、第2項の加盟店システムID／パスワードを通知する際、同時にPDF／CSV兼用パスワードを通知します。これらのパスワードにより、PDFファイル及びCSVファイルを開くことができるものとします。
5. 加盟店は、加盟店システムID／パスワードが第三者に無断使用されていること、又はその恐れがあることが判明した場合、直ちに当社所定の届出を行うものとします。また、届出が行わ

れないことにより加盟店又は第三者に不利益や損害が発生した場合、当社はその責任を負わないものとします。

第3条（本サービスの内容）

1. 加盟店は、本規約の内容に従い、当社のWebサイトにログインすることにより、本サービスを受けることができるものとします。
2. 本サービスの利用料金は、原則として無償とします。
3. 当社は、本サービスの内容を予告なく任意に追加、変更又は中止することができるものとします。なお、本サービスの変更等の内容については、当社のWebサイトにおいて公表する等、当社所定の方法により加盟店に通知するものとします。

第4条（ID/パスワード等の管理責任）

1. 加盟店は、加盟店システムID/パスワード及びPDF/CSV兼用パスワード（以下合わせて「ID/パスワード」という）の使用、管理について一切の責任を負うものとし、当該ID/パスワードを用いてなされた一切の行為について、自己が行ったものとみなされることを、当社に故意又は重過失がある場合を除き、承諾するものとします。
2. ID/パスワードが第三者に使用されたことによる損害等は、加盟店がその責任を負うものとし、当社は故意又は重過失がある場合を除き、一切その責任を負わないものとします。

第5条（禁止行為）

1. 加盟店は、加盟店として有する権利を、第三者に譲渡又は行使させてはならないものとします。
2. 加盟店は、本サービスの利用によって取得した情報を当社加盟店としての業務の範囲内で利用するものとし、他の目的に利用してはならないものとします。
3. 加盟店は、本サービスの利用によって取得した情報のうち、顧客の個人情報については、その理由の如何を問わず、本契約中は勿論、契約終了後においても前項の目的外に利用してはならないものとし、十分なプライバシー保護及び情報漏洩等の防止の措置を講ずるものとします。
4. その他、加盟店は以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1)本サービスの申込にあたって、虚偽の情報を申請する行為
 - (2)本サービスにより利用できる情報を改ざんする行為
 - (3)法令に違反する行為、又は違反するおそれのある行為
 - (4)その他当社が不適当と認めた行為

第6条（著作権等）

本サービスの内容、情報等、本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産に関する権利等は、すべて当社その他の権利者に帰属するものであり、加盟店はこれらの権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

第7条（本サービスの中断・中止）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、加盟店への通知又は承諾なくして、本サービスを中断又は中止できるものとします。
 - (1) 本サービス運営に必要な機器、システムの保守・メンテナンスを定期的に又は緊急に行う場合
 - (2) 火災、地震等の天災、戦争、動乱、暴動等、又は停電等により本サービスの運営が困難である場合
 - (3) その他、運用上又は技術上、当社が本サービスの中断・中止が必要と判断した場合
2. 当社は、本サービスの中断又は中止に起因して生じた損害につき、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第8条（本サービスの利用資格の取消し及び解除）

1. 当社は、加盟店が以下の各号のいずれかに該当する場合、加盟店への通知又は承諾なくして本サービスの利用資格を取り消し、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。
 - (1)当社加盟店の資格を喪失した場合
 - (2)加盟店契約が解除等により終了した場合
 - (3)本規約に違反した場合
 - (4)本サービスの利用申込について虚偽の申請をした場合

- (5) 本サービスの利用に際し必要とされる債務の支払又は義務の履行を行わなかった場合
- (6) その他当社が加盟店として不相当と判断した場合

2. 前項の解除権の行使は、当社による損害賠償の請求を妨げないものとします。

第9条（損害賠償）

加盟店が、本規約に違反して当社に損害を与えた場合、当社に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。

第10条（免責）

1. 本サービスより得られた情報のインターネット通信における正確性・有用性等に関して、当社は一切保証しないものとします。また、インターネット通信により生じた損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。
2. 本サービスにおいて当社が採用する暗号技術は、当社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に対し、当社は一切保証しないものとします。
3. 当社の責によらない、通信機器、端末等の障害及び回線の不通等の障害により、本サービスの提供の遅延又は中断等が発生したとしても、これに起因して利用者又は他の第三者が被った損害について当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条（個人情報の取扱い）

1. 加盟店は、本サービスの申込にあたって加盟店の届け出た個人情報を当社が以下の利用目的のために必要な保護措置を講じた上で収集し、保有することに同意します。
 - (1) 本サービスの提供及びサポートのため
 - (2) 当社の新サービス・商品の案内のため
2. 当社は、前項の個人情報及び本サービスのID／パスワードを厳重に管理し、次の各号に該当する場合を除き、第三者に開示、提供しないものとします。
 - (1) 加盟店の同意がある場合
 - (2) 法定に基づく場合
 - (3) 当社が業務を委託した事業者に、委託業務の処理に必要な範囲で提供する場合
 - (4) 当社の権利、又は財産を当然に保護する必要がある場合

第12条（届出事項の変更）

1. 加盟店は、当社に対して届け出た本サービスの利用に必要となる事項に変更が生じた場合、直ちに当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の届出がなされないことにより、当社からの通知が延着又は未達となった場合であっても、通常加盟店に到達すべきときに到着したものとみなします。

第13条（通知・情報提供）

1. 当社は、加盟店が当社に届け出たEメールアドレスを、当社から加盟店に対する通知又は情報提供に利用するものとします。
2. 当社からの前項の通知又は情報提供により、加盟店又は第三者に対して損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. Eメールアドレスの管理を行うプロバイダーのシステムの事故等が発生した場合、又は加盟店がEメールアドレスの変更を行ったにもかかわらず変更後のEメールアドレスの届出を行わなかった場合、最終届出のEメールアドレス宛に諸通知の内容を送信したときをもって当該通知が加盟店に到達したものとみなします。

第14条（本規約の変更）

当社は、当社のWebサイトにおいて変更内容又は変更後の本規約を公表する等当社所定の方法により、本規約を変更できるものとします。

第15条（規定外の事項）

本規約に規定のない事項については、加盟店契約書に従うものとします。ただし、本規約と加盟店契約の内容が齟齬・矛盾する場合、本規約の内容が優先するものとします。

第16条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第17条（合意管轄）

加盟店と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じて、当社の本部又は加盟店を担当する当社の支店若しくは営業所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。（管理番号：WS-180601）

以上

請求Navi等利用規約

この請求Navi等利用規約（以下「本規約」という。）は、当社が提供するインターネットによる家賃加盟店用請求データ作成・請求データ送信システム（以下「請求Navi」という。）及び請求データ送信システム（以下「請求Navi（伝送のみ）」という。）について定めた利用規約です。尚「請求Navi」と「請求Navi（伝送のみ）」を総称して「請求Navi等」といいます。

第1条（本サービスの利用方法）

加盟店は、別表事務取扱要綱で定める方法により本サービスを利用するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約に於いて、別段の定めがない限り、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

(1)ユーザーID

パスワードと組み合わせて、加盟店その他の者を識別する符号

(2)パスワード

ユーザーIDと組み合わせて、加盟店その他の者を識別する符号

第3条（加盟店または当社の責任）

1. 加盟店は、当社から発行されたユーザーID及びパスワードの管理を自らの責任で行うものとし、その管理不十分、使用上の過誤、他人の使用等によって損害が発生したとしても、当社はその責めを負いません。加盟店はユーザーID及びパスワードの管理に関して、以下の義務を負うものとします。
 - (1) 加盟店は、ユーザーID及びパスワードを他人に使用させてはならず、また、その使用権に対して貸与、名義変更、譲渡、質入等の処分をしないものとします。
 - (2) 加盟店は、ユーザーID及びパスワードが不明になった場合、速やかに当社に届け出るものとします。
 - (3) 加盟店は、ユーザーID及びパスワードを秘密に保持するものとします。
 - (4) 加盟店は、ユーザーID及びパスワードが漏洩されたことを知った場合、また、ユーザーID及びパスワードが他人に使用されたことを知った場合には、直ちに当社にその旨を通知するものとし、当社の指示に従うものとします。
 - (5) 加盟店は、ユーザーID及びパスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することがないように管理するものとします。
 - (6) 加盟店は、ユーザーID及びパスワードにより本サービスが利用された時には、加盟店自身の利用とみなされることに同意します。但し、当社の故意または重過失によりユーザーID及びパスワードが他者に利用された場合はこの限りではありません。
2. 加盟店は、賃借料等の立替払加盟店規約もしくは賃借料等の立替払・保証委託加盟店規約（以下、「家賃規約等」という。）の履行の為に、加盟店の従業員その他の者（以下「関係者」という。）に請求Navi等の操作をさせることができます。この場合、加盟店は、関係者に対しても加盟店と同様に本規約を遵守させる義務を負うものとします。
3. 加盟店（関係者を含む）が、他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則及びそれらの国の法令に従うものとします。
4. 加盟店が、本サービスを受ける為の通信料金は加盟店が支払うものとします。
5. 加盟店は、自己の費用と責任において、本サービスを利用する為に、必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器及びサービスを準備して本サービスを

利用するものとします。

6. 加盟店は、自己の費用と責任において、本サービスを利用する為に、任意の通信業者並びにインターネット接続業者と契約するものとし、当社は、通信業者若しくはインターネット接続業者の責めに帰すべき事由で本サービスの提供が妨げられたとしても、一切その責めを負いません。
7. 当社は、本サービスの利用の為に必要、または適したソフトウェアを指定する場合があります。この場合、指定されたソフトウェアの導入は加盟店の費用と責任において行うものとし、加盟店が、指定されたものと異なるソフトウェアを用いた時は、本サービスが受けられないことがあります。
8. 当社は、本サービス用設備を本サービスを円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持、管理するものとします。
9. 当社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスを利用できなかったときは、当社は一切その責めを負わないものとします。
10. 当社は、加盟店が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含む）について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても何らの責任を負わないものとします。
11. 加盟店は、本サービスの利用に関連し、加盟店の責に帰すべき事由により当社が他の加盟店または第三者に対して損害を与えたものとして、他の加盟店または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、自らの責任に於いて当該請求または訴訟を処理するものとし、また、当社が相手方とされ、加盟店の責に帰すべき事由による場合には、その処理費用の負担を含め当社の出捐一切を補償するものとします。
12. 加盟店から送信されたデータが請求Navi 等に記録された後、請求Navi 等から当該データが盗難、消失、若しくは消去され、加盟店に損害を与えた場合には、当社の故意、重過失による場合を除き、当社は何らの責任を負わないものとします。

第4条（月間利用料）

1. 月間利用料

月間利用料は無料とします。

但し、やむをえない事情が発生した場合には、加盟店と当社間で協議の上、月間利用料を変更できるものとします。

第5条（情報の取扱）

1. 加盟店は、自己のデータ領域（データ保管空間）内で為し、また為された一切の行為及びその結果について、一切の責任を負うものとします。
2. 加盟店は、自己のデータ領域（データ保管空間）内の紛争等は自己の責任において解決するものとします。
3. 当社は、当社が必要と判断するメールやファイルを加盟店に送付することがあります。この場合、当社が送付したメールが消費するディスク容量或いはデータ移送量は、加盟店の使用容量或いは転送容量とみなされます。

第6条（本サービスの提供停止）

当社は、加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。若しくはその虞があるとき。
- (2) 加盟店の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行または請求Navi 等を含む当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼす虞のある行為をしたとき。
- (3) 本規約の規定に違反すると当社が判断したとき。
- (4) 加盟店が仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらの虞があるとき。
- (5) 加盟店が、民事再生手続、破産、会社更生等の申し立てをし、または第三者により申し立てられたとき、若しくはそれらの虞があるとき。
- (6) 加盟店が、日本及び他各国で定められた法令に反する行為を行ったとき、若しくはそれらの虞があるとき。過去に同様の行為を行っていることが判明したとき。

(7)その他当社が加盟店に対して本サービスを提供することが不当と判断したとき。

第7条（本サービスの提供中止）

1. 当社は、次の各号の何れかに該当する場合、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1)請求Navi 等を含む当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2)請求Navi 等を含む当社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき。
 - (3)第1種電気通信事業者または当社指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
 - (4)法令または公的機関による規制、停止命令等が適用された為、本サービスの提供が制限されたとき。
 - (5)その他当社が本サービスを提供する上で必要と判断したとき。
2. 当社は前項1号、及び5号の規定により本サービスの提供を停止しようとするときは、その14日前までにその旨を加盟店に、当社の定める方法で通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することが出来なくなった場合には、公共の利益の為に緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う為、本サービスの利用を制限し、または中止する措置を取ることがあります。
4. 加盟店は、請求Navi 等を含む当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があった場合は、当社は加盟店の利用を制限することがあり、更に、当社の損害が発生した場合には、加盟店に対して損害賠償請求をすることがあります。

第8条（不正アクセス禁止法）

加盟店は、平成12年2月13日より施行された、「不正アクセス禁止法」を遵守するものとします。

第9条（機密保持）

1. 当社は、本規約の履行に際し知り得た加盟店の業務上の機密（通信の秘密を含む）を、法令に基づく場合を除き第三者に漏らしません。但し、加盟店の承諾を得た場合には、この限りではありません。
2. 請求Navi 等及び請求Navi 等に関するマニュアル等の文書（複製物含む）の著作権、その他の知的財産権は当社、またはそれらの供給会社に帰属するものとします。
3. 加盟店は、本サービスの利用により享受される著作物を、著作権法その他の法律で許された範囲内でのみ使用するものとします。加盟店は、著作物の使用、改変、複製、頒布その他の行為により著作権法その他の法律に違反し、若しくは他人の著作権を侵害した場合には、その責めを負うものとし、係る違反若しくは侵害により当社が損害を被り、若しくは被る恐れがあるときは、当社を防御、免責、補償するものとします。

第10条（本規約の有効期間及び解除）

家賃規約等に準じるものとします。

第11条（規約の適用）

本規約に定めなき事項について疑義が生じた場合には、家賃規約等を準用するものとします。

以上

請求Navi 等事務取扱要綱

1. 請求Naviへのアクセス
加盟店は、本サービスを利用する場合、当社が指定するアドレスを入力することにより請求Navi 等へアクセスするものとします。
2. ユーザーID、パスワード
 - (1) 当社は、原則として初回請求月の前月25日までにユーザーID及び初期パスワードを記載した通知書（以下、「通知書」という。）を簡易書留郵便で発送する方法もしくは当社の営業担当者による加盟店への持ち込みにより加盟店に交付するものとします。
 - (2) 通知書は、加盟店の責任により管理するものとします。

- (3) 加盟店は、初期パスワードを必ず任意のパスワード(英数8文字)に変更するものとします。また、加盟店は、変更後のパスワードについて、当社が定める一定の期間が経過した場合には再度変更するものとします。
 - (4) 加盟店は、変更後のパスワードを失念した場合、当社に連絡の上、初期パスワードへのリセットを受けた後、再度任意のパスワードを設定するものとします。
 - (5) 加盟店が、通知書を紛失し、ユーザーID・パスワードが不明となった場合、加盟店は、通知書の再交付を当社に申請するものとします。但し、再交付の方法はセキュリティ上、2.(1)による方法とし、電話、FAX等による交付は一切しないものとします。
3. 請求データの作成
- (1) 請求Naviを利用する加盟店は、請求Naviの取扱マニュアルに基づき、請求データを作成するものとします。
 - (2) 請求Navi(伝送のみ)を利用する加盟店は、当社所定の「売上データ交換説明書」の仕様に基づいた請求データを作成するものとします。
4. 請求データの送信
- (1) 加盟店は、請求Navi等の画面に表示されるスケジュール表(以下「スケジュール表」という。)に基づき、請求データを送信するものとします。当社から加盟店に対して送信スケジュールの個別案内はしないものとします。
 - (2) 加盟店は、当社の請求データ受付期間中であれば、何回でも請求データを送信することができるものとし、この場合、当社は請求締日の直近に送信された請求データのみを有効な請求データとして取扱うものとし、これを当月請求データとして受領するものとします。
 - (3) 当月の請求締日迄に送信されなかった場合や請求データに不備があった場合については、当社は請求データの送信がなかったものとして取扱うものとします。その場合、当社は会員への請求、加盟店への精算についての責は一切負わないものとします。

以 上

制定 2019年 11月 18日